

令和3年定例会

# 環境生活農林水産常任委員会説明資料

◎ 所管事項説明

- 1 「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり . . . . . 1  
条例(仮称)」のあり方(最終案)について
  
- 2 第3次三重県男女共同参画基本計画(最終案)について . . . . . 51

別冊1 「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり  
条例(仮称)」のあり方(最終案)

別冊2-1 第3次三重県男女共同参画基本計画(最終案)

別冊2-2 第3次三重県男女共同参画基本計画 第一期実施計画(中間案)

令和3年1月15日

環境生活部



# 1 「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）」のあり方（最終案）について

## 1 検討状況

令和2年10月7日に開催された環境生活農林水産常任委員会で報告しました「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）」のあり方（中間案）について、その後、パブリックコメント（県民からの意見公募）や、県内市町への意見照会、個別聴取を実施するとともに、学識者及び当事者支援団体代表等で構成する「多様な性的指向・性自認に関する三重県条例（仮称）」検討会議を開催し、最終案を取りまとめました。

## 2 パブリックコメントの実施状況等

### （1）パブリックコメント

ア 実施期間 令和2年10月15日～令和2年11月13日（30日間）

イ 寄せられた意見数 683件（354通）

ウ 主な意見の概要及び対応状況（別紙1-1、1-2参照）

### （2）市町への意見照会

ア 実施期間 令和2年10月15日～令和2年11月13日（30日間）

イ 寄せられた意見数 15件（6市町）

ウ 主な意見の概要及び対応状況（別紙1-3、1-4参照）

### （3）個別聴取

企業や学校への個別聴取を実施（令和2年11月）しました。（別紙1-5参照）

### （4）条例検討会議

「多様な性的指向・性自認に関する三重県条例（仮称）」検討会議の第3回を開催（令和2年12月21日）しました。（別紙2参照）

## 3 条例最終案について

別紙3-1のとおり最終案を取りまとめました。

### （1）中間案からの主な変更点

中間案からの主な変更点は以下のとおりです。（別紙3-2参照）

#### ①前文

条例制定の経緯や趣旨を記載しています。

②名称（仮称）、目的（第1条）等

パブリックコメントでは、「共生社会づくりに向けては、違いを認め、それが大切であるということを受け入れることが重要である」、また「人権の尊重が重要である」とのご意見いただきました。これらの意見等を踏まえ、条例案全体を通して、個人（人権）は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も変更しています。

県では条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。

③責務・役割（第5、6、7、8、9条）

県は「責務」、その他主体は「役割」とし、教育に携わる者の担う役割に鑑み、県、市町の次に、教育に携わる者を位置付けるなどの整理をしています。

④基本計画（第10条）

中間案では県の責務（第5条）の中に位置付けていましたが、個別の条文として位置付けます。

⑤研修等の実施（第12条）及び相談への対応等（第14条）

中間案では、学校の設置者や事業者の研修等や相談への対応等について県で支援をする個別の条文を設けていましたが、関連する第12条及び第14条のそれぞれの中に条項として位置付けました。

⑥社会生活及び社会参加における対応（第15条）

安心して学ぶ、働くことができる環境づくりに加え、総合的に社会づくりを進めていく観点から、第三号に、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりについて位置付けています。

⑦附則

パブリックコメントなども踏まえ、社会情勢の変化等の状況に対応し、必要に応じて条例の見直しを検討する規定を設けます。

(2) 最終案の概要（構成及び特徴）について

<p>「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）」 のあり方（最終案）の概要</p>															
前文	性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、性のあり方にかかわらず、誰もが自分らしく安心して学び、働き、暮らすことができる社会づくりを、地域社会全体で進めることを決意し、条例制定した旨を明記														
目的	条例は、性的指向及び性自認の多様性（性の多様性）を認め合う社会の推進に関する基本理念を定め、各主体の責務・役割を明らかにし、県の施策の基本となる事項を規定 性の多様性が理解され、全ての人の人権尊重、多様な生き方を認め合う社会の実現への寄与を目的														
定義	性的指向・・・自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向 性自認・・・自己の性別についての認識														
基本理念	<p>&lt;施策のあり方&gt; 性的指向、性自認にかかわらず、次のことができることを旨に推進 ①人権尊重 ②社会参画の保障と個性・能力発揮 ③多様な生き方の選択</p> <p>&lt;社会の共通認識として明示&gt; ①性の多様性を認め合う⇒性の多様性を理由とする不当な差別的取扱いをしてはいけない ②表明は本人の自由 ⇒カミングアウトの強制及び禁止はしてはいけない ③情報共有は同意が必要⇒本人の意に反して暴露（アウトティング）してはいけない</p>														
責務・役割	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">県</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">市町</td> <td rowspan="4">                     県施策における必要な措置、市町、関係機関等との連携（県義務）                      市町施策における必要な措置（努力義務）                      教育活動での必要な措置（努力義務）                      県民等は理解を深める（努力義務）                      職場環境及び事業活動での必要な措置（努力義務）                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">教育に携わる者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県民</td> <td style="text-align: center;">事業者</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	県	市町	県施策における必要な措置、市町、関係機関等との連携（県義務） 市町施策における必要な措置（努力義務） 教育活動での必要な措置（努力義務） 県民等は理解を深める（努力義務） 職場環境及び事業活動での必要な措置（努力義務）	教育に携わる者		県民	事業者							
県	市町	県施策における必要な措置、市町、関係機関等との連携（県義務） 市町施策における必要な措置（努力義務） 教育活動での必要な措置（努力義務） 県民等は理解を深める（努力義務） 職場環境及び事業活動での必要な措置（努力義務）													
教育に携わる者															
県民	事業者														
基本的施策	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">基本計画</td> <td>三重県男女共同参画基本計画に性の多様性に関する施策を定め、実施状況を毎年、議会で報告</td> </tr> <tr> <td>広報・啓発</td> <td>県民への広報・啓発活動</td> </tr> <tr> <td>研修等の実施</td> <td>県義務、市町、学校、事業者の努力義務（県の支援）</td> </tr> <tr> <td>教育の推進</td> <td>学校教育 社会教育</td> </tr> <tr> <td>相談への対応等</td> <td>                     県民向けの相談窓口、相談事例の蓄積                      相談機関のネットワークと救済につながるよう必要な情報の提供                      各団体における相談対応（学校、事業者等の努力義務、県の支援）                 </td> </tr> <tr> <td>社会生活・社会参加における対応</td> <td>                     安心して学び、育つ環境づくり（県努力義務）                      安心して働くことができる環境づくり（県努力義務）                      安心して暮らすことができる環境づくり（県努力義務）                 </td> </tr> <tr> <td>顕彰</td> <td>優良団体の顕彰</td> </tr> </table>	基本計画	三重県男女共同参画基本計画に性の多様性に関する施策を定め、実施状況を毎年、議会で報告	広報・啓発	県民への広報・啓発活動	研修等の実施	県義務、市町、学校、事業者の努力義務（県の支援）	教育の推進	学校教育 社会教育	相談への対応等	県民向けの相談窓口、相談事例の蓄積 相談機関のネットワークと救済につながるよう必要な情報の提供 各団体における相談対応（学校、事業者等の努力義務、県の支援）	社会生活・社会参加における対応	安心して学び、育つ環境づくり（県努力義務） 安心して働くことができる環境づくり（県努力義務） 安心して暮らすことができる環境づくり（県努力義務）	顕彰	優良団体の顕彰
基本計画	三重県男女共同参画基本計画に性の多様性に関する施策を定め、実施状況を毎年、議会で報告														
広報・啓発	県民への広報・啓発活動														
研修等の実施	県義務、市町、学校、事業者の努力義務（県の支援）														
教育の推進	学校教育 社会教育														
相談への対応等	県民向けの相談窓口、相談事例の蓄積 相談機関のネットワークと救済につながるよう必要な情報の提供 各団体における相談対応（学校、事業者等の努力義務、県の支援）														
社会生活・社会参加における対応	安心して学び、育つ環境づくり（県努力義務） 安心して働くことができる環境づくり（県努力義務） 安心して暮らすことができる環境づくり（県努力義務）														
顕彰	優良団体の顕彰														
附則	社会情勢の変化等による見直し														

条例の特徴は、以下のとおりです。

①ダイバーシティ社会をめざす県として取り組むこと

(前文・第1条目的)

県では、平成29年12月に全国に先駆けダイバーシティみえ推進方針を策定し、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向及び性自認などにかかわらず、誰もが個人として尊重され、個性や能力を発揮し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現をめざしています。

条例前文においては、県民一人ひとりには尊い存在であり、性別、性的指向及び性自認をはじめ価値観、生き方などもさまざまである中で、誰もが自らの生き方を選択し、自分らしく生きられるよう、お互いを理解して交流し、一人ひとりが社会の一員として分断ではなく支え合う温かい三重県を未来にわたり築くことを願いとして掲げました。

こうした中、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいく旨、条例前文とともに、第1条目的に記載しています。

②社会の共通理解を広げ、社会全体で取り組むこと

(第3条・第4条基本理念 第5条～第9条責務・役割)

不当な差別的な取扱いだけでなく、カミングアウトの強制や本人の意に反して暴露(アウトティング)することは、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねないものであり、「そのようなリスクがあり、してはいけない」ことであるということが、社会の共通認識となるよう条例の基本理念において、訓示的に明示します。

これまでの条例検討会議の中で、「罰則を設けるなど、制裁を課して、遵守させていくようなこと(段階)ではない。支援や誘導的にしていくこと」「『禁止』(という言葉)はいかがか」「『してはいけない』ということが共通認識になるよう明示していくことは必要」といったご意見をいただきました。

こうした議論等を踏まえ、訓示的な規範として、基本理念に位置付けました。

また、県の責務だけでなく、市町、教育に携わる者、県民、事業者の役割を定め、さまざまな主体が性の多様性に関して理解を深め、社会の共通理解を広げ、地域社会全体で取り組むこととしています。

③総合的な環境づくりに努めること

(第15条 社会生活及び社会参加における対応)

性のあり方にかかわらず、人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう、第15条(社会生活及び社会参加の対応)として、性の多様性に関する総合的な環境づくりの条文を設けます。

県として、啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる環境づくりに努めます。

ア 安心して学び、育つことができる環境づくり

(想定例) 教員等間の連携、制度・慣習の見直しなど

イ 安心して働くことができる環境づくり

(想定例) 公正採用への啓発、職場環境の向上に向けた取組促進など

ウ 地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくり

(想定例) パートナーシップ制度、地域での共通理解が広がる取組など

今回、条例最終案においては、新たに、第15条第三号として、「性的指向及び性自認にかかわらず、誰もが地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりに関すること」を明記しています。条例においては、総合的な環境づくりという基本的な方向性を示し、パートナーシップ制度など、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。

(3) 今後のスケジュール

令和3年 2月 条例案 議案提出

3月 環境生活農林水産常任委員会(議案の審議)

条例公布

#### 4 パートナーシップ制度にかかる調査結果と今後の対応について

(別紙4-1、4-2、4-3参照)

##### (1) 調査結果と検討の進め方

市町への意見照会や自治体調査等から、パートナーシップ制度は、当事者にとって利用できる選択肢となり、制度があることでの当事者の安心感や社会の理解につながるなどの意見等がありました。

一方で、制度内容の検討にあたっては、市町や地域の理解が必要です。

このため、県での制度導入に向けて、市町と課題を共有し対応を検討するため、会議を開催するとともに、必要に応じて有識者や当事者、関係者等への個別聴取を行うなどし、検討を進めます。

次回、常任委員会にて、制度案をご説明します。

##### (2) 今後のスケジュール

1月～2月

市町等共有会議、その他聴取の実施

3月

環境生活農林水産常任委員会にて  
制度案の説明、制度導入の可否の審議

3月～5月

市町との調整、その他聴取の実施

6月

環境生活農林水産常任委員会にて  
制度の要綱案の説明

7月～8月

制度周知及び準備等

9月

制度の運用開始等



「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）」のあり方(中間案)  
パブリックコメントの概要と対応状況

1 意見募集期間 令和2年10月15日（木）～令和2年11月13日（金）

2 意見数 683 件（354通）

3 項目別意見数

項目	意見数
全般	142
パートナーシップ制度に関するもの	226
性自認に関するもの	42
（1）条例の目的・めざす社会	43
（2）基本理念（社会実現のための施策のあり方・共通認識）	75
（3）責務・基本計画について	62
（4）基本的施策について	93
計	683

4 対応状況

項目	意見数
① 反映する	97
② 反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの	38
③ 参考にする：最終案や今後の取組の参考とするもの	493
④ 反映または参考にさせていただくことが難しいもの	52
⑤ その他（①～④に該当しないもの）	3
計	683

## 「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例(仮称)」のあり方(中間案)に対する意見募集 結果概要

項目	件数	主なご意見の概要	県の考え方
全般	142	<p>・「性の多様性も含めた多様性の尊重、多様性を認め合う、多様な生き方が選べる社会」といった文章を入れていただきたい。</p> <p>・個人の人格や生き方を決めつけないためにも、「多様性」という言葉を使っていたらいい。</p> <p>・共生社会づくりに向けては、「認知・受容」が重要であると考える。</p> <p>・全ての県民の認知から始まり、知識不足は偏見・差別を生むことになる。</p> <p>・性同一性障害の課題が捉えられていない。</p> <p>・税金の投入は、人類をつなぐ人や若い世代に使うのが筋。</p> <p>・条例の制定は、他の施策より優先するほど急を要するものか。</p> <p>・国で考えるべき事案であり、税金の使い方、思想等の規制になるなどの理由から条例制定に反対。</p> <p>・性の多様性についての差別、偏見に由来する被害は現行法で対応可能であり、条例を制定する必要は感じられない。</p> <p>・多様な性のあり方を尊重するうえでLGBTといった4つの性を並列した表現を用いるべきではない。</p> <p>・性のあり方は「生物学的な性」や「性表現」など多様であり、「性的指向・性自認」という言葉は適切ではない。</p> <p>・多様な性の「あり方」を尊重するという表現の方が適切。</p> <p>・外来語は解説があっても極力使用せず、誰もが理解しやすい平易な文章にしたい。</p> <p>・寄せられた相談に対する問題解決の支援として、助言、指導及びあわせん、人権侵害の是正の要請等、可能な苦情処理機能の設置をお願いしたい。</p> <p>・影響力のあるメディアでの扱いについて盛り込んでもらいたい。</p>	<p>・性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々が多いです。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができればよい取り組みです。県としては誰もが参画・活躍できる社会をめざし、共通の課題認識を持って社会全体で取り組むために、条例を制定することは意義があると考えます。</p> <p>・性同一性障害のケースも想定し記述します。</p> <p>・条例全体を通して、個人(人権)は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正していきます。あわせて、名称の仮称も修正していきます。</p> <p>・条例上の表現においては、当事者の方を分類をする言葉は極力使用しません。また、外来語は極力使用しないか、使用する場合は補足説明をするなど、平易な文章となるよう努めます。</p> <p>・県の相談窓口を設置し、必要に応じて情報提供や他の機関(法律関係、労働関係、医療関係)を紹介するなど、丁寧な相談や救済等につながるような対応をしていくとともに、事例を蓄積し、施策に反映させていきます。</p> <p>・啓発等にあたり、ご意見を参考とさせていただきます。</p>

項目	件数	主なご意見の概要	県の考え方
パートナーシップ制度について	226	<p>(導入してほしい)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な家族のあり方を認め合うことが大切である。</li> <li>・好きな人と共に生活できる、誰にとっても住みやすい社会につながる。</li> <li>・様々なことで婚姻関係が結べない方がいるので、(事実婚も含め)導入が必要。</li> <li>・全国で増えつつある。いち早く導入してほしい。</li> <li>・子どもたちのためにも安心して暮らせるまちなちとなるよう導入を願う。</li> <li>・制度があることで希望を持つ当事者(や若者)がおり、救われる命がある。</li> <li>・カッブルとして唯一社会に認められる制度であり、誰も取り残したり、取りこぼさないよう条例を作っていたら良かった。</li> <li>・当事者が安心して暮らせ、当事者の居場所や市民生活を守るためには制度が必要。</li> <li>・差別、偏見に苦しむことが軽減され、安心して社会生活が送れる助けになる。</li> <li>・導入済みの自治体と地域格差があってはならない。</li> <li>・今苦しんでいる人や子供たちが安心して自己肯定感が高まる。</li> <li>・導入しても利用人数が増えるまで時間がかかると、長い目で見てほしい。</li> <li>・将来を考える選択肢を増やし、多様な生き方が尊重される。</li> <li>・たとえ少数だとしても選択したい人を置き去りにすべきでない。</li> </ul> <p>(導入しなくてよい)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会の理解を進める方が先。</li> <li>・パートナーシップ制度がなくても特に困ることはない。むしろ、県民なら誰でも使える連帯制度などを作ってはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、議論をしており、ご意見についても参考とさせていただきます。</li> </ul>

項目	件数	主なご意見の概要	県の考え方
<p>性自認の尊重に関すること</p>	<p>42</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性自認の尊重については、身体的性別を優先してほしい。</li> <li>性自認の尊重に反対。</li> <li>性的指向（同性愛）の尊重と性自認の尊重が相反する場合がある。</li> <li>公衆浴場、トイレなどは身体的性別で区切り、女性や子供の安全の確保が必要。</li> <li>性自認の不当な利用は予防が必要。</li> <li>医療やスポーツは身体的区分で実施が必要。</li> <li>海外事例も踏まえ、慎重に議論すべきである。</li> <li>個室トイレ、個室更衣室、個室シャワールの増設が望ましい。</li> <li>ホルモン治療への支援等をしてはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例上の表現として、個人（人権）の「尊重」、性的指向及び性自認は「認め合う」と整理しています。</li> <li>基本理念の〈趣旨等〉において、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。</li> <li>取組への意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
<p>条例の目的・めざす社会</p>	<p>43</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の動向に倣い、差別や偏見をなくすため「性的指向」と「性自認」の両方から取り組むことが大事。</li> <li>性の多様性は人権に関わることだと分かるよう、「人権を守る」といった言葉を入れてほしい。</li> <li>性の多様性についての「差別」の定義が明確でない。</li> <li>「性的指向」「性自認」の定義は、ハラズメント規制法や他自治体の条例、学術会議による提言を踏まえ、これを維持すべき。</li> <li>性自認について、「自己の性別についての認識をいう」では足りない。「性自認」の定義は難しいため、使用しないことを提案する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。</li> <li>定義は端的かつ簡潔に表現していますが、条例の趣旨の理解が広がるよう、ご意見を参考にさせていただきます。</li> </ul>

項目	件数	主なご意見の概要	県の考え方
基本理念 (施策のあり 方, 共通認識)	75	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間案の基本理念「多様な生き方を選択できる」に沿ってほしい。</li> <li>・当事者を傷つける場合があり、アウトライニング禁止に賛成。                          (基本理念ではなく) 禁止項目として明記を。</li> <li>・社会の理解が進んでいないのに禁止とすべきではない。</li> <li>・相談先があっても当事人同士で起こることに行政が介入するのは限界がある。</li> <li>・いかなる場合も禁止すべき。正当な理由を限定列挙すべき。</li> <li>・カミングアウトを受け取ったものが抱えきれずにアウトライニングしてしまう。相談先の周知が必要。</li> <li>・性的指向・性自認に関するハラズメントを禁止事項に加えるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会全体の理解が広がり、共通認識となるよう条例の基本理念において、訓示的に明示いたします。</li> <li>・当事者の方だけでなく、相談したい方が相談できるよう、県の相談窓口を設置し、周知を図るなど、相談しやすい体制整備を図ります。</li> <li>・ハラズメントやいじめ、他にも暴力行為などもあつてはならないものです。共通の課題認識として、訓示的に、不当な差別的取扱い、カミングアウト、本人の意に反した暴露（アウトライニング）を明示しております。</li> <li>・啓発等、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</li> </ul>
責務・基本計画	62	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概念が変化した際は必要な見直しを行うことを記載されたい。</li> <li>・県の責務、市町の責務の「性の多様性に配慮する」という表現は、特別なことを要求するように受け取れるので表現に工夫が必要。県の責務の具体的なところが分からない。</li> <li>・県民、事業者の責務を、努力義務から義務に改めてはどうか。</li> <li>・教育に関する部分で、性表現の記述がほしい。</li> <li>・教育に携わる者の責務は、教育全般を対象にしており有意義。</li> <li>・基本計画を策定する審議会委員に、労働者や当事者、この分野の学識経験者を加えること。財政上等の必要な措置について明記すべき。</li> <li>・基本計画の策定と実施状況の公表の記載は意義がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会情勢等の変化などを踏まえ、条例の見直しを検討する案文を盛り込む方向で検討します。</li> <li>・各主体の責務や役割について、表現も含め整理します。</li> <li>・今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</li> </ul>

項目	件数	主なご意見の概要	県の考え方
基本的施策 (全体)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な施策が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的施策については、今後、三重県男女共同参画基本計画及び実施計画などに位置づけ、具体的な取組を行っていきます。</li> </ul>
基本的施策 (啓発・広報、研修)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例制定後の啓発、広報は重要。</li> <li>・全ての学校での研修。</li> <li>・研修、教育内容の透明性確保が必要。</li> <li>・企業研修が必要。役員・従業員など対象を広く。</li> <li>・医療施設（医師、看護師）への研修等も進めてほしい。</li> <li>・研修講師の選定は、多面的に（当事者、弁護士、教育資格者、医療関係者等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例を機に、職場、学校、家庭、地域などで、性の多様性に対する理解を広げることが重要であり、取組にあたって、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
基本的施策 (教育)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員への研修、大人の研修をすべき。</li> <li>・幼少期の教育から浸透させてほしい。</li> <li>・研修、教育内容の透明性確保が必要。</li> <li>・専門知識ある方の指導のもと行うべき。多面的（弁護士、医療関係者、教育関係者）な話を聴くことが大事。</li> <li>・女性差別についての教育や性教育についてなされるべき。</li> <li>・当事者、当事者以外、誰もが尊重されるように。</li> <li>・必要な財政措置を講じることを明記してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育及び社会教育において、性的指向・性自認に関して人権教育を行います。</li> <li>・2016年4月文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）」等も踏まえ、成長段階にある児童生徒に対する対応を適切に進めることが必要であると考えています。</li> <li>・取組への意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
基本的施策 (相談対応等)	93	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における相談体制は重要（必要時のスクールカウンセラー等の配置、教職員の指導のための学習）。必要な財政措置を講じることを明記してほしい。</li> <li>・身近な市町の相談窓口等も記載すべき。</li> <li>・誰にも知られず、安心して相談ができる機会を設けるべき。</li> <li>・既に医療機関を受診している当事者のために、医療的なケアが受けやすくなる整備が必要。</li> <li>・当事者や関係者が集まって交流できる場が設けられることを期待する。</li> <li>・弁護士や医療機関等に相談しやすい環境整備を望む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</li> </ul>

項目	件数	主なご意見の概要	県の考え方
基本的施策 (社会生活及び 社会参加におけ る対応)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅等での多目的トイレの設置を進めてほしい。</li> <li>・ 学校での環境整備(多目的トイレの設置、制服の見直し等)に取り組んではほしい。</li> <li>・ 知識理解と環境整備を並行して行うことが大切。</li> <li>・ 当事者の抱える困難に寄り添いながら、スピーディーな対応をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</li> </ul>
基本的施策 (事業者等への 支援)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県や市町、複数の事業者が目標を共有し、ともに活動するという考え方も必要ではないか。</li> <li>・ 中小企業は啓発手順等も手探りのため、研修、啓発が進むよう、県からのサポートがあるとありがたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例の目的を共有し、県として市町との連携、事業者等との協働に努めていきます。</li> <li>・ 今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</li> </ul>

## 別紙 1 - 3

「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）」のあり方(中間案)  
に係る市町の意見照会の主な結果

1 意見募集期間 令和2年10月15日（木）～令和2年11月13日（金）

2 意見数 15 件（6 市町）

3 項目別意見数

項 目	意見数
全般	1
パートナーシップ制度に関するもの	4
性自認に関するもの	0
（1）条例の目的・めざす社会	1
（2）基本理念（社会実現のための施策のあり方・共通認識）	2
（3）責務・基本計画について	2
（4）基本的施策について	5
計	15

4 対応状況

項 目	意見数
① 反映する	3
② 反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの	2
③ 参考にする：最終案や今後の取組の参考とするもの	10
④ 反映または参考にさせていただくことが難しいもの	0
⑤ その他（①～④に該当しないもの）	0
計	15



「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例(仮称)」のあり方(中間案)に係る市町の意見照会の主な結果

項目	主なご意見の概要	県の考え方
基本理念(アウテイング)について	罰則規定については設けないでいただきたい。	社会全体の理解が広がり、共通認識となるよう、条例の基本理念において訓示的に明示しており、罰則規定については設けていません。
相談対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の相談対応の充実については、努力義務ではなく、義務規定とすべき。</li> <li>・「人権侵害防止・救済」の項目を追加するよう検討していただきたい。</li> </ul>	県の相談窓口を設置し、必要に応じて情報提供や他の機関(法律関係、労働関係、医療関係)を紹介するなど、丁寧な相談や救済等につながるような対応をしていくとともに、事例を蓄積し、施策に反映させていただきます。
パートナースhip制度について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「同性パートナースhip制度」が盛り込まれていない。各自治体での導入は時間もかかり、その効力も導入自治体のみでしかないという問題がある。少なくとも県要綱で導入を図っていただきたい。</li> <li>・「社会生活及び社会参加における対応」に、パートナースhip制度の導入について項目を追加いただくよう検討されたい。</li> <li>・パートナースhip制度など全県的に普及が好ましい制度について規定されることを望む。</li> </ul>	現在、議論をしており、ご意見についても参考とさせていただきます。

6 市町 15 件

## 各方面への聴取概要（11月分）

団 体	聴 取 要 旨
<b>【事業者】</b> 県内経済団体（3団体）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例は、誰一人取り残さない取組をするうえで必要性がある。</li> <li>・ 事業者の責務に、「性の多様性が尊重される社会を実現するための必要な措置を講じるよう努める」とあるが、措置とは何なのか、具体的に分からない。事業者が何をしたらよいのか示されるとよい。</li> <li>・ 条例は、事業者が具体的に出来る事を考える議論の第一歩となる。</li> <li>・ 条例を周知する際は、条文だけでなくその趣旨も伝えるようにしてほしい。（条文と趣旨が記載された冊子があるとよい）</li> <li>・ 観光地では海外からの同性カップルの宿泊もあることから、「住みやすい三重」「行きたくなる三重」となるよう、事業者も努力することが大切。</li> <li>・ 入浴施設などで女性をどのように守っていくのかということも考えなくてはならない。</li> <li>・ 入浴施設やトイレなどに関しては、それぞれ個別での対応になってくるのではないか。みんなが配慮することから始まるのではないかと考える。</li> <li>・ 労働施策総合推進法の改正（職場におけるハラスメント防止対策が強化された）により、パワハラに性的指向・性自認のアウトティング等が含まれたことを事業者は就業規則に反映させていく必要がある。</li> <li>・ 今後、就業規則の見直しの中で、パワハラの内容に性的指向・性自認について明記する予定。</li> </ul>
<b>【事業者】</b> 県内労働団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例は、アウトティングやカミングアウトの強制をしてはいけないとしっかり理念に明記されており、実効性のあるものと考える。</li> <li>・ 経営者から従業員への働きかけも大切だが、労働者も経営者と対等な立場にたって自分事として考え、知識を増やし行動することが、人権問題の解決には大切。条例（逐条解説）に、労働団体も関わっていくことを記載してほしい。</li> <li>・ 相談で対応しきれない紛争の対応はどうするのか。</li> <li>・ 当事者から、パートナーシップ制度を望む声も聞いている。</li> </ul>
<b>【事業者】</b> 取組事例あり （2社）	<p>○A社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浴場の改修を機に、誰もが使いやすいよう、脱衣から個室のシャワールームを整備。</li> <li>・ LGBTについて社員研修を実施し、賛同者に ALLY の認定証を配付。企業の姿勢や理解の広がりを知り、カミングアウトする社員が現れている。</li> <li>・ 社内報に LGBT に関する記事を掲載したほか、就業規則の見直しを行っている。</li> <li>・ 企業のトップが取組に前向きかどうかで、会社の取組は大きく変わる。</li> <li>・ パートナーシップ制度を導入することで気運が高まり、変わってくると思う。</li> </ul> <p>○B社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者採用をきっかけに、誰でも使えるようトイレを多目的トイレに改修。</li> <li>・ 入社志願書から性別欄を削除。</li> </ul>

団 体	聴 取 要 旨
<p>【事業者】 取組事例 無し (9社)</p>	<p>※サービス・製造業(5社)、金融機関(3社)、建設業(1社)</p> <p>○行政への期待</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例が制定されると企業も動きやすい。</li> <li>・ 取組の必要性は感じているものの、何から始めればよいか分からない。具体的な事例があると始めやすい。好事例、悩みや対応方法なども共有されたい。</li> <li>・ 認定マークなど、顕彰制度があると行動に移しやすい。</li> <li>・ 性的指向・性自認について知らないことが多く、研修機会があるとよい。</li> <li>・ 多くの人が研修に参加し、当事者の話を聞く機会が増えれば、理解者が増える。</li> <li>・ 設備投資が必要になると費用の問題がある。支援があると取り組みやすい。</li> </ul> <p>○事業者側の課題・ご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業の取組は経営者の考え次第のため、経営者の考え方を变える事が大切。</li> <li>・ 従業員に多様な性に関する情報発信ができていない。職場に当事者の方がいなくても、要望を言える環境ではなく、誰にも言えず困っているかもしれない。</li> <li>・ 性的指向・性自認はプライベートの事で、仕事をする上では何の問題もない。当事者の問題ではなく、どのように受け入れるかは会社の問題である。当事者が公表を望まないことは本人の希望を尊重するが、例えば更衣室の利用であれば、当事者の了解のもとで他の利用者とも相談し、理解が得られるよう対応するなど、一律で決めるのではなく個別で対応することになると思う。</li> <li>・ 設備投資も必要かもしれないが、各企業はLGBTに対して理解を深めて、差別意識を取り払わないと進まない。</li> <li>・ 建設業の現場では複数の協力会社と一緒に働くため、一部の会社だけが取組を進めるのではなく、業界全体の意識を変えていく必要がある。</li> <li>・ 採用試験の性別欄の廃止のように、LGBTの取組と意識せず取り組んでいる企業は他にもあると思う。何々の為というのではなく、「必要か、必要ではないか」という視点で取り組むのもよい。</li> </ul> <p>○社会全体の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若い人は性の多様性への意識が高い。中高年の方の意識を高める必要がある。</li> </ul>
<p>【学校】 公立中学校 ※対応事例 有 (1校)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制服については、これまで学校ごとで対応していたが、3年前から四日市市内中学校共通で誰もが着ることができるユニバーサルデザインの制服を作る取組を始めた。市内22校全てが賛同。</li> <li>・ 制服はⅠ型、Ⅱ型という表記で、男女にかかわらず、どちらを選択しても構わない。ポケットの位置やスラックスのゆとり等を変えて2パターン作成。</li> <li>・ 制服導入の理由については、「動きやすさや冬の寒さ対策等の課題、性の多様性への課題」という説明で統一。</li> <li>・ 現在は、市内中学校すべてのホームページに共用標準制服を掲載している。</li> </ul>

### 第3回「多様な性的指向・性自認に関する三重県条例（仮称）」 条例検討会議（令和2年12月21日）の意見概要

#### <主な意見概要>

##### ① 全体

- ・ 条例の名称や全体を通じて、性の多様性を「認め合う」とあるが、「尊重」の方がいい。「認め合う」は、気持ちにフォーカスされがち。第3条基本理念で掲げている「多様な生き方を『選択』できる」の「選択」は、障壁をなくすことにつながり、いい言葉である。
- ・ 全体を通じて、全ての人の人権が尊重されるべきと明記されたことは評価したい。しかし、周囲への理解、配慮が全面に押し出された内容であり、マイノリティの人権を保障していくという態度を示すべき。
- ・ 差別は決して許されないということの明記は評価したい。

##### ② 目的・定義

- ・ 第1条目的の〈趣旨〉解説において、フレンテみえ高校生アンケートの結果も参考に記載してほしい。
- ・ 性自認の定義に関する〈趣旨〉解説は、限定してとらえている感がある。

##### ③ 基本理念

- ・ 公衆浴場の例示において、他者の保護との関係を記載しているが、トランスジェンダーへの偏見・差別を喚起されないよう順序立てた説明が必要。まず環境等の改善の工夫が必要、次に性的指向・性自認にかかわらず性暴力の排除、そのあと個別具体的な支援がある。
- ・ 第4条の〈趣旨〉解説の「性の多様性は受容されるべきものですが、他者の保護との関係から課題となる部分、制限される部分もあると考えます」という一文は、性暴力などの社会の負の遺産をマイノリティに背負わせるという以外の何物でもないと感じる。
- ・ 罰則や禁止をしなくとも日本では、自律と社会の目で、対応できる。
- ・ 本人に同意のない暴露（アウトティング）については、〈趣旨〉解説のところで、「本人の同意を得ることができないケース」のできないケースなどの詳細な検討が求められる。

##### ④ 責務・役割

- ・ 県の責務において、市町との連携・協力だけでなく、市町を支援する、補完する視点も検討してほしい。

##### ⑤ 基本的施策

- ・ 事業者についての記載は実情に沿ったもので評価したい。
- ・ 当事者の居場所づくりについても取り組んでほしい。
- ・ 基本計画を位置づけ、毎年度施策の状況を公表するというフレームは高く評価したい。

- ・施策の評価を男女共同参画審議会ですることは、目的、委員、名称も含め検討が必要ではないか。
- ・基本計画で、男女共同参画審議会がPDCAを回すことが妥当か検討してほしい。
- ・教育の推進において、文部科学省資料の関係箇所抜粋として医療機関との連携が記載されているが、ここだけを見ると、県として、性の多様性を病気であると認識しているとの誤解を招く可能性があり、気になる。
- ・相談対応において、性別違和に関する子どもは医療の説明が必要である。医療のことがわかる相談窓口を、具体的に検討（設置時期や箇所数）してほしい。
- ・相談の対応において、相談員の対応のバラツキがないようにするという視点も重要である。
- ・パートナーシップ制度が条例に盛り込まれていないことは残念。
- ・条例最終案にパートナーシップ制度が盛り込まれていないことに落胆した。啓発だけでは進まない。制度がないと子どもたちに伝えることが出来ない。条例案への盛り込みを再検討してほしい。
- ・パートナーシップ制度については、本当に望まれている方もいる。しかし、意見が分かれることのないようじっくり確実に心の寛容を促すべき。
- ・三重の若い世代のためにパートナーシップ制度を条例に入れてほしい。
- ・パートナーシップ制度については、高校生の署名、県民からの手紙、メッセージがあり、パブコメの件数なども多い中で、条例に盛り込まれなかったことは残念。検討会議だけでなく、外にしっかり説明をする必要がある。
- ・パートナーシップ制度が入らなかったことも、これまで2回の議論でも委員からも意見がある中で、大変残念である。
- ・第15条第3号の地域に根ざし安心して暮らす環境づくりというのは、他の自治体になく、県として進めるというのもいいが、パートナーシップ制度については、他が損害を受けることなく、救われるものであり、ぜひ県民のために盛り込むことを考えてほしい。
- ・次のような理由から、パートナーシップ制度を条例に盛り込んでほしい。
  - パートナーシップ制度を作るからこそ理解が広まる
  - パートナーシップ制度導入により周知の自主的な活動が活発になる
  - 制度を導入したとしても、選択肢が増えるだけで、悪影響はない
- ・第16条頭章を位置付けていただき、評価したい。

以上

## 「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）」（最終案）

三重県は、豊かな自然に包まれた南北にわたる多彩な県土を有し、東西の交通の結節点としてさまざまな交流を通じ、多様な価値観を受け入れ、多様性に満ちた文化を育み、先人からの英知を受け継ぎつつ新たな価値を創造し、発展してきた歴史ある地である。

このような歴史を踏まえ、三重県では先駆的に、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向及び性自認などにかかわらず、誰もが個人として尊重され、個性や能力を十分に発揮し、参画・活躍できる多様性を認め合う地域社会の実現を目指して取り組んでいる。

誰一人取り残されることのない社会の構築は、人類共通の課題であり、性的指向及び性自認を理由とした差別や偏見は決して許されず、学習、就労、地域活動等の社会生活上の制限なく、将来の子どもたちにとっても、多様な個性が生まれ、能力発揮の機会が平等に保障されなければならない。

また、私たちは一人ひとり尊い存在であり、性別、性的指向及び性自認をはじめ価値観、生き方などもさまざまである。誰もが自らの生き方を選択し、自分らしく生きられるよう、お互いを理解して交流し、一人ひとりが社会の一員として分断ではなく支え合う温かい三重県を未来にわたり築くことは、私たちの願いである。

ここに、性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、性のあり方にかかわらず、誰もが自分らしく安心して学び、働き、暮らすことができる社会づくりを、地域社会全体で進めることを決意し、この条例を制定する。

## （目的）

**第一条** この条例は、性的指向及び性自認の多様性（以下これらを「性の多様性」という。）を認め合う社会の推進に関する基本理念を定め、並びに県の責務並びに市町、教育に携わる者、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、性の多様性が理解され、もって、性的指向及び性自認にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の実現に寄与することを目的とする。

## （定義）

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 性的指向 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。
- 二 性自認 自己の性別についての認識をいう。

(基本理念)

**第三条** 性の多様性に関する施策は、性的指向及び性自認にかかわらず、全ての人の人権が尊重されるとともに、社会のあらゆる分野の活動に参画でき、一人ひとりが個性及び能力を発揮することができ、並びに多様な生き方を選択できることを旨として、推進されなければならない。

**第四条** 何人も、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならず、及び性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、禁止し、又は本人の意に反して、正当な理由なく暴露（本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）をしてはならない。

(県の責務)

**第五条** 県は、前二条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性の多様性に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、それぞれの施策の実施に当たっては、性の多様性を認め合うことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する施策について、市町及び関係機関と連携協力し、推進するものとする。

4 県は、基本理念にのっとり、国及び市町が実施する性の多様性に関する施策について協力するものとする。

(市町の役割)

**第六条** 市町は、基本理念にのっとり、市町が実施するそれぞれの施策において、性の多様性を認め合うことができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育に携わる者の役割)

**第七条** 教育に携わる者は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、教育活動において、性の多様性を認め合うことができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の役割)

**第八条** 県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第九条** 事業者は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、職場環境及び事業活動において、性の多様性を認め合うことができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 事業者は、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

- 第十条** 県は、性の多様性に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を策定し、性の多様性に関する施策について定め、毎年一回、当該施策の実施状況を公表するものとする。

(広報及び啓発)

- 第十一条** 県は、性の多様性に関する県民等の理解を深め、性の多様性を認め合う社会の推進に関する県民等の自発的な活動を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとする。

(研修等の実施)

- 第十二条** 県は、県の職員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うものとする。
- 2 市町は、市町の職員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うよう努めるものとする。
- 3 学校の設置者は、学校の教職員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うよう努めるものとする。
- 4 事業者は、その従業員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うよう努めるものとする。
- 5 県は、学校の設置者及び事業者が行う研修等について、関係機関等と連携して支援を行うものとする。

(教育の推進)

- 第十三条** 県は、市町及び学校の設置者と連携し、学校教育及び社会教育を通じて、性の多様性に関する人権教育を推進するものとする。

(相談への対応等)

- 第十四条** 県は、性の多様性に関する県民等の相談に対応する窓口の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、関係機関と連携して、適切な対応及び必要な情報提供を行うものとする。
- 2 学校の設置者は、児童生徒及び教職員が性の多様性に関する相談を行うことができるよう適切な対応に努めるものとする。



- 3 事業者は、従業員が性の多様性に関する相談を行うことができるよう適切な対応に努めるものとする。
- 4 県は、学校の設置者及び事業者が行う相談への対応等について、関係機関等と連携して支援を行うものとする。
- 5 県は、第一項の相談窓口等で対応した事例等を蓄積し、相談対応等の充実を図るものとする。

**(社会生活及び社会参加における対応)**

**第十五条** 県は、性的指向又は性自認を理由とする社会生活及び社会参加における困難の解消を図るため、関係機関と連携し、次に掲げる事項について、合理的な配慮の下に、施策の推進に努めるものとする。

- 一 性的指向及び性自認にかかわらず、児童生徒が安心して学び、及び育つことができる環境づくりに関すること。
- 二 性的指向及び性自認にかかわらず、誰もが安心して働くことができる環境づくりに関すること。
- 三 性的指向及び性自認にかかわらず、誰もが地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりに関すること。

**(顕彰)**

**第十六条** 県は、性の多様性を認め合う社会の推進に寄与した者を顕彰することができる。

**附 則**

- 1 この条例は、令和3年 月 日から施行する。
- 2 この条例の規定については、社会情勢の変化等の状況及びこの条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて、必要な措置が講ぜられるものとする。

新旧対照表

中間案	最終案
<p>「性の多様性を<u>尊重し</u>、<u>誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例(仮称)</u>」のあり方 (中間案)</p> <p><u>三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課</u></p>	<p>「性の多様性を<u>認め合い</u>、<u>誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例(仮称)</u>」のあり方 (最終案)</p> <p><u>令和3年1月</u> <u>三重県</u></p>

中間案	最終案
<p>目次</p> <p>(1) 条例の目的・めざす社会 条例の名称 前文 1. 目的 2. 定義 (2) 基本理念 (社会実現のための施策のあり方・共通認識) 3. 基本理念 ①施策のあり方 4. 基本理念 ②共通認識 (3) 責務・基本計画について 5. 県の責務 6. 市町の責務 7. 県民の責務 8. 事業者の責務 9. 教育に携わる者の責務 (4) 基本的施策について 10. 啓発及び広報 11. 教育の推進 12. 相談対応等 13. 社会生活及び社会参加における対応 14. 事業者等への支援 (5) その他 委任・附則</p>	<p>目次</p> <p>前文 <u>(目的) 第一条</u> <u>(定義) 第二条</u>  (基本理念) <u>第三条</u> <u>第四条</u>  (県の責務) <u>第五条</u> (市町の役割) <u>第六条</u> (教育に携わる者の役割) <u>第七条</u> (県民の役割) <u>第八条</u> (事業者の役割) <u>第九条</u>  (基本計画) <u>第十条</u> (広報及び啓発) <u>第十一条</u> (研修等の実施) <u>第十二条</u> (教育の推進) <u>第十三条</u> (相談への対応等) <u>第十四条</u> (社会生活及び社会参加における対応) <u>第十五条</u> (顕彰) <u>第十六条</u>  附則</p>

中間案	最終案
<p>(前文)</p>	<p>三重県は、豊かな自然に包まれた南北にわたる多彩な県土を有し、東西の交通の結節点としてさまざまな交流を通じ、多様な価値観を受け入れ、多様性に満ちた文化を育み、先人からの英知を受け継ぎつつ新たな価値を創造し、発展してきた歴史ある地である。</p> <p>このような歴史を踏まえ、三重県では先駆的に、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向及び性自認などにかかわらず、誰もが個人として尊重され、個性や能力を十分に発揮し、参画・活躍できる多様性を認め合う地域社会の実現を目指して取り組んでいる。</p> <p>誰一人取り残されることのない社会の構築は、人類共通の課題であり、性的指向及び性自認を理由とした差別や偏見は決して許されず、学習、就労、地域活動等の社会生活上の制限なく、将来の子どもたちにとっても、多様な個性が育まれ、能力発揮の機会が平等に保障されなければならない。</p> <p>また、私たちは一人ひとり尊い存在であり、性別、性的指向及び性自認をはじめ価値観、生き方などもさまざまである。誰もが自らの生き方を選択し、自分らしく生きられるよう、お互いを理解して交流し、一人ひとりが社会の一員として分断ではなく支え合う温かい三重県を未来にわたりに築くことは、私たちの願いである。</p> <p>ここに、性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、性のあり方にかかわらず、誰もが自分らしく安心して学び、働き、暮らすことができる社会づくりを、地域社会全体で進めることを決意し、この条例を制定する。</p>

中間案	最終案
<p><b>1. 目的</b> この条例は、性的指向及び性自認の多様性（以下これらを「性の多様性」という。）が尊重される社会の推進に関する基本理念を定め、<u>県、市町、県民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、全ての人の性の多様性が尊重され、多様な生き方を認め合う社会（以下「性の多様性が尊重される社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。</u></p> <p><b>2. 定義</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 <b>【性的指向】</b> 自己の恋愛又は性的な関心の対象についての指向をいう。 二 <b>【性自認】</b> 自己の性別についての認識をいう。</p> <p>(2) 基本理念（社会実現のための施策のあり方・共通認識）</p> <p><b>3. 基本理念 ①施策のあり方</b> 性の多様性に関する施策は、性的指向及び性自認にかかわらず、誰もが人権を尊重され、社会のあらゆる分野の活動に参画でき、一人ひとりの個性及び能力が発揮され、並びに多様な生き方を選択できることを旨として、推進されなければならない。</p> <p><b>4. 基本理念 ②共通認識</b> 何人も、性的指向又は性自認を理由とした不当な差別的取扱いをしてはならず、性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、禁止し、又は本人の意に反して、正当な理由なく暴露（本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）してはならない。</p>	<p>(目的) <b>第一条</b> この条例は、性的指向及び性自認の多様性（以下これらを「性の多様性」という。）を認め合う社会の推進に関する基本理念を定め、並びに<u>県の責務並びに市町、教育に携わる者、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、性の多様性が理解され、もって、性的指向及び性自認にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(定義) <b>第二条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ当該各号に定めるところによる。</u> 一 性的指向 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。 二 性自認 自己の性別についての認識をいう。</p> <p>(基本理念) <b>第三条</b> 性の多様性に関する施策は、性的指向及び性自認にかかわらず、<u>全ての人の人権が尊重されるところにも、社会のあらゆる分野の活動に参画でき、一人ひとりが個性及び能力を発揮することができ、並びに多様な生き方を選択できることを旨として、推進されなければならない。</u></p> <p><b>第四条</b> 何人も、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならず、<u>及び性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、禁止し、又は本人の意に反して、正当な理由なく暴露（本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）をしてはならない。</u></p>

中間案	最終案
<p>(3) 責務・基本計画について</p> <p><b>5. 県の責務</b>  <u>県は、3. 基本理念①及び4. 基本理念②</u>（以下「基本理念」という。）<u>にのっとり、性の多様性に関する必要な施策を総合的かつ計画的に実施するため、基本計画を策定し、当該基本計画に基づいた施策の実施状況を継続的に公表するものとする。</u></p> <p><u>二 県は、基本理念にのっとり、県が実施する施策において、性の多様性に配慮するものとする。</u></p> <p><u>三 県は、性の多様性が尊重される社会を推進するための、性の多様性に関する施策の実施にあたっては、市町及び関係機関に協力を求め、連携するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>四 県は、国及び市町が実施する性の多様性に関する施策について協力するものとする。</u></p> <p><b>6. 市町の責務</b>  <u>市町は、基本理念にのっとり、市町が実施する施策において、性の多様性に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><b>7. 県民の責務</b>  <u>県民は、性の多様性に関する理解を深め、社会のあらゆる分野における活動において、性の多様性が尊重される社会を実現するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>二 県民は、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(県の責務)</p> <p><u>第五条 県は、前二条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性の多様性に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。</u></p> <p><u>2 県は、基本理念にのっとり、それぞれの施策の実施に当たっては、性の多様性を認め合うことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>3 県は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する施策について、市町及び関係機関と連携協力し、推進するものとする。</u></p> <p><u>4 県は、基本理念にのっとり、国及び市町が実施する性の多様性に関する施策について協力するものとする。</u></p> <p>(市町の役割)</p> <p><u>第六条 市町は、基本理念にのっとり、市町が実施するそれぞれの施策において、性の多様性を認め合うことができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>(教育に携わる者の役割)</p> <p><u>第七条 教育に携わる者は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、教育活動において、性の多様性を認め合うことができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p>

中間案	最終案
<p><b>8. 事業者の責務</b>            事業者は、性の多様性に関する理解を深め、就業環境及び事業活動において、性の多様性が尊重される社会を実現するための必要な措置を講じるよう努めるものとする。            二 事業者は、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p><b>9. 教育に携わる者の責務</b>            教育関係者は、性の多様性に関する理解を深め、教育活動において、性の多様性に配慮し、性の多様性が尊重される社会を実現するための必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 基本的施策について</p> <p><b>10. 啓発及び広報</b>            県は、性の多様性に関する県民等の理解を深め、性の多様性が尊重される社会の実現に資する県民等の自発的な活動を促進するために必要な啓発及び広報を行うものとする。</p>	<p>(<b>県民の役割</b>)  <b>第八条</b> 県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(<b>事業者の役割</b>)  <b>第九条</b> 事業者は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、職場環境及び事業活動において、性の多様性を認め合うことができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。            二 事業者は、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(<b>基本計画</b>)  <b>第十条</b> 県は、性の多様性に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を策定し、性の多様性に関する施策について定め、毎年一回、当該施策の実施状況を公表するものとする。</p> <p>(<b>広報及び啓発</b>)  <b>第十一条</b> 県は、性の多様性に関する県民等の理解を深め、性の多様性を認め合う社会の推進に関する県民等の自発的な活動を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとする。</p>

中間案	最終案
<p>二 県は、職員に対し、職員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう、<u>4. 基本理念②</u>に関する事項を含めた必要な研修などの啓発を行うものとする。</p> <p>三 市町は、職員に対し、職員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう、<u>4. 基本理念②</u>に関する事項を含めた必要な研修などの啓発に努めるものとする。</p> <p>四 学校設置者は、学校の職員及び教員職（以下これらを「教職員等」という。）に対し、職員等が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう、<u>4. 基本理念②</u>に関する事項を含めた必要な研修などの啓発に努めるものとする。</p> <p>五 事業者は、当該事業所の従業員に対し、従業員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう、<u>4. 基本理念②</u>に関する事項を含めた必要な研修などの啓発に努めるものとする。</p> <p><u>1 1. 教育の推進</u>                  県は、市町及び学校設置者と連携し、学校教育及び社会教育において、性の多様性に関する人権教育を推進するものとする。</p> <p><u>1 2. 相談対応等</u>                  県は、性の多様性に関する県民等の相談に対応するための窓口を設置し、関係機関と連携し、適切な相談対応及び必要な情報提供等を行う体制を整備するものとする。</p> <p>三 県は、前項の相談窓口等に寄せられた声や事例を蓄積するなどし、相談対応等の充実<u>に努めるものとする。</u></p>	<p><u>(研修等の実施)</u>                  第十二条 県は、県の職員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう<u>基本理念を踏まえた必要な研修等を行うものとする。</u></p> <p>2 市町は、<u>市町の職員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>学校の設置者は、学校の教職員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>4 <u>事業者は、その従業員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>5 県は、<u>学校の設置者及び事業者が行う研修等について、関係機関等と連携して支援を行うものとする。</u></p> <p><u>(教育の推進)</u>                  第十三条 県は、市町及び学校の設置者と連携し、学校教育及び社会教育を通じて、性の多様性に関する人権教育を推進するものとする。</p> <p><u>(相談への対応等)</u>                  第十四条 県は、性の多様性に関する県民等の相談に対応する窓口の設置<u>その他必要な体制の整備を行うとともに、関係機関と連携して、適切な対応及び必要な情報提供を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>学校の設置者は、児童生徒及び教職員が性の多様性に関する相談を行うことができるよう適切な対応に努めるものとする。</u></p>



中間案	最終案
<p>三 学校設置者は、児童生徒及び教職員等が、<u>性の多様性に関する相談</u>ができるよう適切な対応に努めるものとする。</p> <p>四 事業者は、従業員が、<u>性の多様性に関する相談</u>ができるよう適切な対応に努めるものとする。</p> <p>13. <u>社会生活及び社会参加における対応</u>          県は、性的指向又は性自認を理由とした社会生活及び社会参加における困難の解消を図るため、関係機関等と連携し、次に掲げる事項について、合理的な配慮に努めるものとする。          一 性的指向及び性自認にかかわらず児童、生徒等が安心して学び、育つ環境づくりに関すること          二 性的指向及び性自認にかかわらず誰もが安心して働ける環境づくりに関すること</p> <p>14. <u>事業者等への支援</u>          県は、学校設置者及び事業者が行う<u>10. 啓発及び広報 四・五、12. 相談対応等 三・四</u>について、関係機関等と連携して支援を行うものとする。          二 県は、学校設置者、事業者その他団体が行う<u>性の多様性が尊重される社会の実現に資する取組</u>について、<u>顕彰</u>することができる。</p>	<p>3 事業者は、従業員が性の多様性に関する<u>相談を行う</u>ことができるよう適切な対応に努めるものとする。</p> <p>4 県は、<u>学校の設置者及び事業者が行う相談への対応等について、関係機関等と連携して支援を行うものとする。</u></p> <p>5 県は、<u>第一項の相談窓口等で対応した事例等を蓄積し、相談対応等の充実を図るものとする。</u></p> <p>(社会生活及び社会参加における対応)          第十五条 県は、性的指向又は性自認を理由とする社会生活及び社会参加における困難の解消を図るため、関係機関と連携し、次に掲げる事項について、合理的な配慮の下に、<u>施策の推進に努めるものとする。</u>          一 性的指向及び性自認にかかわらず、児童生徒が安心して学び、及び育つことができる<u>環境づくりに関すること。</u>          二 性的指向及び性自認にかかわらず、誰もが安心して働くことができる<u>環境づくりに関すること。</u>          三 性的指向及び性自認にかかわらず、誰もが<u>地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりに関すること。</u></p> <p>(顕彰)          第十六条 県は、<u>性の多様性を認め合う社会の推進に寄与した者を顕彰</u>することができる。</p>

中間案	最終案
<p>(5) その他  <u>委任</u>  <u>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u>  <u>附則</u>  この条例は、令和3年 月 日から施行する。</p>	<p>附則  <u>1</u> この条例は、令和3年 月 日から施行する。  <u>2</u> この条例の規定については、<u>社会情勢の変化等の状況及びこの条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて、必要な措置が講ぜられるものとする。</u></p>

## パートナーシップ制度にかかる調査結果及び今後の対応について

## 1. これまでの調査（令和2年10月～11月）等

## (1) パートナーシップ制度に関する29市町意見照会（別紙4-2参照）

## ①目的

- ・仮に県が導入した場合の市町への影響、市町としての考えなど調査

## ②実施時期

- ・令和2年10月22日～11月13日

## ③結果概要

## ア) 県が導入することについての考え

望ましい	21
望ましくない	0
その他(自由記述)	8

## (望ましいとした理由)

- (例) ・制度等が一本化される。
- ・適用範囲が県内全域に広がる。
  - ・パートナーシップ制度の利用を一つの選択肢とすることができる。
  - ・性の多様性への理解促進に有用。
  - ・個々の自治体で導入するのには時間もかかる。

## (その他とした理由)

- (例) ・問題が発生した場合に、県においてどこまで対応していただけるかによると考える。
- ・行政内の影響だけでなく、地域コミュニティへの影響が不安。

## (自由記述)

- (例) ・どのような影響があるかわからないためどちらとも言えない。
- ・県と市町とで役割分担をした方がいい。

## イ) 他県で導入されている標準的なパートナーシップ制度を、仮に県が導入するとした場合、考えや影響等

課題・問題点がある	3
課題・問題点はない	8
わからない	10
その他(自由記述)	8

## (課題・問題点)

- (例) ・問題が発生した場合、どう対応するかが課題。
- ・市町としてどの程度事務負担があるのか、把握できていないことが課題。
  - ・転入があった場合の住基の続柄、自治会加入などの課題を想定。

## (自由記述)

- (例) ・既導入自治体との関係性が不明である。
- ・在住する市町における対応が生じる。効力が限定的であることを承知する必要がある。

## ウ) 県が導入した場合にかかる市町の想定される事務負担について

許容範囲内である	10
許容範囲を超えるものである	0
わからない	13
その他(自由記述)	6

## (自由記述)

- (例) ・具体的な事務量がわからないので、判断ができない。  
 ・婚姻制度に近い効力を求められ、既存の制度への適用を求められることが想定される。

## エ) 県が導入する場合に、制度内容等について県に望むこと

- (例) ・利用しやすい制度とするために、公正証書が必要な渋谷区方式ではなく、2人が宣誓を行う世田谷区方式で導入してほしい。  
 ・県が導入することによって市町独自の制度導入が必要なくなることを望ましい。  
 ・既導入自治体を含め、県内自治体が対象となって取り組める制度となるよう、考えていただきたい。

## (2) 他導入自治体への聴取及び調査等 (別紙4-3参照)

主に以下のような内容を把握しました。

- ・制度があることでの当事者の安心感や社会の理解につながるものである。
- ・導入県では、市町への説明、協力要請を行っている。また民間病院へも、手術の同意が難しければ、面会まではどうかなど、できる範囲での協力要請をしている。
- ・導入後、住民からの苦情や適用にあたってのトラブルはない。
- ・申請必要書類としては、多くの自治体が住民票の提出など必要最低限の簡易な制度としている一方で、公正証書の提出を必須とする一部自治体がある。このような中で、中野区は併用型とし、利用者が選択できるようにしている。利用数は簡易な書類提出で済むパターンの方が多い。
- ・大阪府の制度は、導入している府内の市町村は適用除外としている。大阪府の場合は、府導入後でも、新たに独自に導入する市も出てきている。

## (3) パブリックコメント及び要望関係

- ・中間案に対するパブリックコメントでは、パートナーシップ制度に関する意見が226件(うち導入要望意見が多い。一部慎重な意見もあり。)あった。その他、県に対して、制度導入の要望がなされている。

(例) ・好きな人と共に生活できる、誰にとっても住みやすい社会につながる

- ・導入済みの自治体と地域格差があってはならない
- ・事実婚も含め導入が必要
- ・少数だとしても選択したい人を置き去りにすべきでない
- ・社会の理解を進めるのが先

## 2. 調査等の結果

### (1) パートナーシップ制度について

同性カップルなどの方々の中には、

- ・法制度がない（婚姻できない）中、同性カップル等においても、婚姻同様に、家族としての社会的な承認を得たい
- ・パートナーと共に暮らしやすい環境を望み、社会生活の中で家族同様の扱いを受けられることを望んでいる

という現状があります。

こうした中、国内における自治体パートナーシップ制度は、現在、次のような役割を果たすものと捉えています。

- ① 公がパートナーの関係を認めるものである。パートナー間の私的な合意契約であれば、公正証書を作成することで足りるが、自治体が公にパートナーの関係を認める証書を発行することで、当事者にとっての心理的な肯定感や社会的な認知につながるものである。
- ② 住居、病院、保険などの生活環境において、自治体が発行するパートナーシップ証書で、家族同様の扱いが受けられる場合がある。  
導入自治体では「公営住宅への入居条件の緩和」などを実施し、さらに病院などへ協力要請を行っている自治体もある。民間サービス（保険における家族同様の扱い、サービスの家族割引適用など）の適用については事業者の判断に委ねられるものの、制度を導入する自治体が増える中で、さらに広がる可能性がある。
- ③ パートナーシップ制度を利用したい方に選択肢を整備するものである。
- ④ 制度が広く理解、認知されることで、地域社会における同性パートナー等への理解が深まることにつながるものである。

### (2) 県の制度導入について

導入自治体の多くは基礎自治体であり、都道府県レベルでは、茨城県、大阪府が導入し、令和2年12月には群馬県で導入されました。県内では伊賀市、いなべ市の2市が導入しています。

これまで当事者の声として、婚姻届を受理している市町に導入してほしいという声がある一方で、知り合いに会う可能性が低い県の窓口の方が申請しやすいという声、各市町が導入するのは時間がかかるので、県で導入したのち、市町に制度導入を働きかけ、広げてほしいなどの声をお聴きしていました。

こうした中で実施した市町への意見照会の結果では、県が制度を導入することが望ましいという回答が21団体、望ましくないという回答はゼロ団体、その他8団体でした。県が導入することで制度等が一本化され、適用範囲が県内全域に広がることのご意見が多く、また個々の自治体で導入するには時間もかかるという意見もありました。導入済みの自治体と地域格差があってはならないとのパブリックコメントの意見もありました。

導入自治体での聴取では、導入後、住民からの苦情や適用にあたってのトラブルはないというものでした。

これらのことを踏まえ、

① 広域性

県内であれば引越しても対応ができる

② 公平性

県民であれば申請ができ、県内で統一した制度が可能となる

上記の①②の観点から、現段階において、県が導入することが望ましいと考えます。

**(3) 制度の根拠について**

導入自治体においては、制度の根拠を、条例、規則、要綱に置く場合があります、対応が分かれています、大半が要綱を根拠として実施しています。

次の理由から、県としては要綱が適当であると考えています。

- ・ 県では、条例検討において、啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努めるという第15条（社会生活及び社会参加における対応）を設け、条例では、基本的な方向性を示し、その条文に基づき、具体的なさまざまな取組については、検討し、推進していく。
- ・ パートナーシップ制度は、第15条第三号「性的指向及び性自認にかかわらず、誰もが地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりに関すること」に基づく取組と位置付けられるものである。
- ・ 制度については法整備がなされていない（国の社会保障・税制度の仕組みがない）現状である。また、各自治体が独自で制度を展開しており、各自治体において、対象や申請書類など若干異なる制度内容であったり、自治体間での連携の動きがあったりするなど、内容的に確立された制度というよりは、自治体の取組としての側面が大きい。

こうしたことから、条例では環境づくりの基本的な方向性を示し、制度は要綱を根拠に取り組むこととします。その中で条例化が必要となれば、見直しの検討をします。

**(4) 課題について**

県が制度を検討するにあたっては、調査等から以下のような課題があります。

**課題1 目的・効果**

- ・ 利用できる選択肢（制度）があることで当事者の安心感や社会の理解につながるなどの意見や、多くの導入要望がある一方で、社会の理解を進めることが先である、利用者数が少ないなどの慎重なご意見もある。取組にあたっては、当事者等の不安や課題への対応、社会に対する理解促進、県及び市町の施策のあり方、などをふまえ、検討をしていくことが重要である。

**課題2 対象**

- ・ 県内在住の同性カップルなどの当事者を対象とすることが考えられるが、パブリックコメントなどの意見では、事実婚を対象としてほしいとの声もある。ご

意見もふまえつつ、統一的な制度としていく上で、県及び市町の施策の方向性や既に導入された市町の現行制度を確認しつつ、対象を検討する必要がある。

### 課題3 手続き（必要書類）

- ・「現実的にパートナーシップ証書は法的拘束力がないから、公正証書がいるのは仕方がない」という声もあれば、「婚姻届にお金がいらないのに、パートナーシップ証書発行に費用負担が伴うのは不平等であるため、公正証書を求めることには反対」という意見もある。中野区のように、住民票などの簡易な書類で申請する場合、さらに公正証書を提出する場合を住民が選択できる併用型もある。
- ・意見照会では、一部市町から、住民票などの簡易な書類で申請する場合は望ましいとの意見があった。統一的な制度としていく上で、多くの自治体同様に簡易な書類手続きとするのか、同性カップルの関係を法的に示すものとしての公正証書の有効性や、当事者の声も考慮しつつ、市町の考えを十分にお聴きし、検討する必要がある。

### 課題4 市町の適用関係

- ・大阪府の制度では、独自に導入している府内市町村を適用除外としている。一方で、県内で既に導入されている伊賀市、いなべ市からは、県で導入するのであれば、県の制度の対象外とするのではなく、関係性を一定保つことができるような検討が必要である、また県と市で同じ制度に合わせるなどの意見がある。市町の適用範囲や連携などについて、県内市町の考えを十分にお聴きし、検討する必要がある。

### 課題5 市町の実情

- ・市町の実情照会では、県が導入するのは望ましいとする一方で、県が導入する場合、市町にとっての課題・問題点があるかわからない、また想定される事務負担についてわからないという意見もあり、市町への十分な理解を得ていくことが必要である。
- ・例えば公営住宅の入居条件や公立病院への入院手続き等について、市町の実情に応じて対応いただくためにも、市町への十分な説明が重要である。

### 課題6 周知・普及

- ・制度導入にあたっては、発行される証書に法的な効力がないものであるという制度の性格についての周知や、転入される場合なども含め、地域での理解が必要であるとの意見があり、制度の周知方法も含めた地域への理解促進の取組を検討していく必要がある。
- ・行政以外の生活サービスなどへの適用の普及についての検討も重要である。

## 3. まとめ及び今後の進め方

市町への意見照会や自治体調査、寄せられた意見などこれまでの調査等から、パートナーシップ制度は、当事者にとって利用できる選択肢となり、制度があることでの当事者の安心感や社会の理解につながるという意義があります。性のあり方にかかわらず、地域に根ざし安心して暮らすための環境づくりに資する取組として、市町等の地域の実情や、県内統一制度で広域をカバーできる点から、県で取り組む意義があります。

一方で、県の制度具体化の検討にあたっては、統一的な制度とする上で、手続き（必要書類）や市町の適用関係などの市町との調整や、事務への具体的な影響がわからない、地域コミュニティへの理解など、市町や地域への理解を進めることなどの課題もあり、対応が必要です。

このため、県での制度導入に向けて、市町と課題を共有し対応を検討するため、

会議を開催するとともに、必要に応じて有識者や当事者、関係者等への個別聴取を行うなどし、検討を進めます。

＜今後のスケジュール＞

- 1月～2月  
市町等共有会議、その他聴取の実施
- 3月  
環境生活農林水産常任委員会  
制度案の説明、制度導入の可否の審議
- 3月～5月  
市町との調整、その他聴取の実施
- 6月  
環境生活農林水産常任委員会  
制度の要綱案の説明
- 7月～8月  
制度周知及び準備等
- 9月  
制度の運用開始等



## 【市町照会】パートナーシップ制度の導入にかかる意見等について(結果)

◆貴団体におけるLGBTなど性の多様性に関する取組全般についてお聴きします。

(1) 取り組まれている内容に○(いくつでも)をしてください。

(ア)職員研修	13
(イ)申請書等の性別欄の見直し	12
(ウ)住民向け啓発・広報	19
(エ)LGBT相談窓口	4
(オ)パートナーシップ制度	2
(カ)特になし	6
(キ)その他の取組(自由記述)	8

<自由記述意見>

- ・人権に関する総合窓口を設置している。
- ・庁内推進会議を開催し、性的マイノリティに関する取組を協議している。
- ・性の多様性に係る理解を深めるための企業啓発の実施。
- ・児童生徒に対し、性の多様性に係る理解を深めるための出会い学習の支援（人権教育推進事業の活用）や保護者啓発など。
- ・（ウ）講演会や学習講座、ホームページへ啓発記事掲載。
- ・（エ）LGBTに特化はしていないが、相談にみえた場合、話を聞き、他の相談窓口や支援団体等の紹介をするようにしている。
- ・人権擁護委員による人権相談窓口を開設し、LGBTも含めた人権問題全般に関する相談に対応。その他、福祉課窓口にて職員により随時相談対応。
- ・人権講演会「セクシャルマイノリティへの差別と偏見の所在」
- ・市民なんでも相談での相談受付。
- ・ALLYステッカーの作成・配布
- ・啓発リーフレットの作成・配布
- ・職員共済会での共済給付
- ・当事者ヒアリング
- ・企業研修会での啓発
- ・印鑑証明書の性別欄の廃止
- ・職員研修は来年1月に実施予定
- ・住民向けには、8月に性的マイノリティに関する人権講演会を実施予定だったがコロナのため中止し、来年度に同様の内容で実施予定
- ・印鑑登録証明書の性別欄を廃止
- ・行政活動における人権Q&Aで、性別欄の廃止及び自由記載方式の検討を促している。
- ・LGBT講演会（2016年：住民向け）
- ・人権教育担当者による多様な性に関する研修会（2019年：教職員向け）

◆パートナーシップ制度にかかる貴団体の現状についてお聴かせください。

(2) 導入の検討状況、検討予定について、該当のものに○をしてください。

(ア) 導入済み	2
(イ) 導入を予定	0
(ウ) 検討したことはある	1
(エ) 検討中	4
(オ) 今後、検討予定	2
(カ) 検討の予定はない	9
(キ) わからない	5
(ク) その他(自由記述)	6

<自由記述意見>

- ・導入に向けた調査・研究を行う予定です。
- ・他市町の状況を確認しながら調査、研究を行っていく。
- ・県の制度導入の動向によっては、検討の余地はあり得る。
- ・調査・研究から始めていく予定。
- ・調査研究中
- ・議会において性の多様性を認め合う宣言の議決を受け、LGBTに関する事業の取組みについて、県や先進地の状況把握に努めつつ、推進を図っていきたい。

(3) パートナーシップ制度導入に関する議会からのこれまでの質問について、その有無をお聴かせください。該当のものに○をしてください。

(ア) 有	13
(イ) 無	16

(4) LGBT当事者支援団体をはじめ住民、団体からのこれまでの導入要望について、その有無をお聴かせください。該当のものに○をしてください。

(ア) 有	6
(イ) 無	23

◆次のような他県で導入されている標準的なパートナーシップ制度を、仮に県が導入するとした場合に、貴団体のお考えや影響等をお聴かせください。

(5) 県が導入することについて、貴団体にとって課題・問題点がありますか。該当のものに○をしてください。

(ア) 課題・問題点がある	3
(イ) 課題・問題点はない	8
(ウ) わからない	10
(エ) その他(自由記述)	8

＜自由記述意見＞

- ・具体的な課題・問題点が不明であるため、判断できない。
- ・パートナーシップ制度の導入に異議はありませんが、なぜ要綱ではなくより法的効力が強い条例化が必要なのか、目的がわかりません。議会承認される以外での利点について、よくわかりません。
- ・市町への協力要請について、取扱いの整理等が必要となることが想定される。
- ・現時点で事務事業に支障をきたすような影響は出ないと考えますが、具体的な内容を以て判断したく、わからないと回答させていただきます。
- ・県が導入することにより、今後どのような課題・問題点が発生するか、現段階では不明。
- ・制度利用者の人数にもよるが、全ての窓口を県にするのであれば、特段市町への負担はないように思う。
- ・県が導入するパートナーシップ制度における、既導入自治体との関係性が不明である。
- ・在住する市町における対応が生じる。効力が限定的であることを承知する必要がある。

(6) 上記(5)で(ア)を選択した場合、どのような課題・問題点があるかを教えてください。

- ・現状法的に効力がない。  
導入している自治体によって様々な対応をしているこのような中で、問題が発生した場合の対応について、どう対応するかが課題。
- ・どのような問題があるのか、市町としてどの程度事務負担があるのか、把握できていないことが課題。
- ・例えば、県が要綱を定め、取扱い規定となり転入者が訪れ、パートナー申請を行った場合、書類上には受領証を発行するが、住基の続柄の問題や、民間アパート等への入居受入、自治会への加入など大きな課題が想定される。

(7) 県が導入した場合にかかる市町の想定される事務負担については、どのようにとらえていますか。該当のものに○をしてください。

(ア) 許容範囲内である	10
(イ) 許容範囲を超えるものである	0
(ウ) わからない	13
(エ) その他(自由記述)	6

#### <自由記述意見>

- ・ 具体的な事務量がわからないので、判断ができない。
- ・ 他県で導入されている標準的なパートナーシップ制度の内容であれば許容範囲内であるものと考えますが、条例の内容により法的に、各種申請書などでの性別記載欄の見直しや、LGBT向けの相談窓口も開設の必要が生じた場合は、事務の負担が生じます。
- ・ 申請は稀であると想定されるが、十分な体制が取れるかという点での事務体制への不安はある。
- ・ 現時点で事務事業に支障をきたすような影響は出ないと考えますが、具体的な内容を以て判断したく、わからないと回答させていただきます。
- ・ 県が導入することにより、今後どのような事務負担が発生するか、現段階では不明。
- ・ 制度を既に導入し、通常業務として事務を行っているため事務負担はあまり変わらないと思われる。
- ・ 婚姻制度に近い効力を求められ、既存の制度への適用を求められることが想定される。
- ・ LGBT担当課だけで、想定できない事務が発生することが見込まれる。

(8) 先の(7)で(イ)を選択した場合に、特に負担となると想定される事務を教えてください。

- ・ 同性同士等のパートナーが認定された場合の住基上の世帯主との続柄(夫・妻ではない。縁故者?)
- ・ 公営住宅への入居条件の改定(家族として認める?)や病院への入院手続きや手術の同意など支援策不明。
- ・ 地域コミュニティ(自治会)等への理解のための方策

(9) 県が導入した場合に、貴団体の導入検討に与える影響について、現時点での考えを教えてください。該当のものに○をしてください。

(ア) 県が導入すれば、市町での導入の必要はない	11
(イ) 市町としての導入検討の余地はある	3
(ウ) わからない	8
(エ) その他(自由記述)	7

#### <自由記述意見>

- ・ 導入による影響が不明であるため、判断できない。
- ・ 市町で導入した場合において県と同様のものとなることも考えられることから、有効な方法について検討が必要。
- ・ 現在自治体として検討中であり、県の情勢を見て内容の調整をする。
- ・ 県が導入した場合、それを踏まえて検討する必要がある。
- ・ 市町として、LGBTに関する相談が増えたり、住民からパートナーシップ制度に関する要望があれば、検討する必要があるが、現在のところそういった声はない。
- ・ 既に導入済みである。
- ・ 市町も導入せざるを得なくなると考える。県が導入すれば、市町も導入しやすくなる。県が導入すれば、市町も導入したと同じような窓口対応（相談）が生じてくる。
- ・ 有効期限の有無、当事者間の関係終了の要件、関係終了時の取扱、証明書の利用や有効性についての実施者責任等、実施した場合に起こり得る問題等を想定し、それに対応できるような取扱を希望。また、対象者は同性カップルとし、異性カップル（事実婚）等まで範囲を広げるかは慎重な検討を希望する。

(10) 県が導入する場合に、制度内容等について県に望むことがあれば教えてください。

- ・ 導入後に市町が当事者に支援できる具体的な取組内容（事務手続き、サービス）について提示、説明会（研修会）を実施してほしいです。
- ・ パートナーシップ制度については県により周知してほしいです。
- ・ 証書は法的効力の裏付けになるものがないので、宣誓書だけで安心し、実際の生活面において、資産管理、契約、相続などが関係する場面では無効だったことで困惑したり、病院などでの手術の立ち合い等においても確実に対応してもらえるのかどうか不安な面もあるので、証書発行時には十分な説明のうえ、同意を得てほしいです。
- ・ 利用しやすい制度とするために、公正証書が必要な渋谷区方式ではなく、2人が宣誓を行う世田谷区方式で導入してほしい。
- ・ 県が導入することによって市町独自の制度の導入の必要がなくなれば一番望ましい。
- ・ 当事者が求めることに、対応できる内容となる事が望ましいと考える。
- ・ パートナーシップ制度が県で導入される場合に、その制度へ適用できる制度（範囲）を、各市町で検討する必要があり時間を要するため、事業内容等について情報提供をお願いしたい。
- ・ 既導入自治体を含め、県内全自治体が対象となって取り組める制度となるよう、考えていただきたい。
- ・ 県は理念条例、市町は手続き条例のほうが利用者は利用しやすいのでは。

- ・役所、役場内での意思統一の必要。担当課だけでの業務にはならない。
- ・県民の意見を聞いてもらいたい。
- ・導入済みの市町との調整について、2つの窓口を選べる反面、混乱を招く可能性もあり、どのような取扱いをするのか詳細がわかるようにしてほしい。
- ・制度の制定・運用とあわせて、対象者のカップルが安心して制度を利用できるよう、県民の性的マイノリティへの理解を進める取組が必要だと考えます。

(11) 県が導入することについて、どのようにお考えですか。該当のものに○をしてください。

(ア)望ましい	21
(イ)望ましくない	0
(ウ)その他(自由記述)	8

#### <自由記述意見>

- ・導入することによって、どのくらいの影響があるか分からないため、どちらとも言えない。
- ・制度について、課内においてもコンセンサスができていないため、判断できない。
- ・性の多様性を尊重する社会を目指していくことは大切ですが、急いで条例を制定する必要はないとも思えます。地方からの取組みも必要ですが、国の動向等も充分踏まえる必要があると思います。
- ・県が導入することにより、どのような影響があるかわからないため、どちらともいえない。
- ・どちらでもない。
- ・県と市町とで役割分担をした方がいいのでは。
- ・現在まで、LGBTやパートナー制度等の相談を受けたことがないため、県が導入した際に起こる事案が想定できない。
- ・わからない

(12)上記の(11)の理由を教えてください。

望ましい

- ・LGBTなど性の多様性についての浸透がまだ不十分ななか、制度の導入はLGBT等への理解促進にも有用であると感じます。特定県のみならず、全国的に制度導入を行うことによって、より性の多様性についての理解を深めるきっかけになるかと思えます。
- ・県で導入することで、制度等が一本化されると考えています。
- ・県で導入することで、市町が導入に向けて検討しやすくなり、住民に対しても説明がしやすい。
- ・当市においては、すでに制度導入しているが、適用範囲が市内に限定されてしまう。県が導入することにより、適用範囲が広がり、利用しやすい制度になるため。
- ・県が導入することによって、広がり生まれる。県内市町が同レベルでのサービス対応ができるようになる。
- ・性の多様性が尊重される社会の中で、パートナーシップ制度の利用を一つの選択肢とすることができる。
- ・制度導入の市町から導入のない市町へ転出した時に、認められなくなるという問題が解消される。
- ・多様な性的指向・性自認について社会の理解促進を図る必要があるため。
- ・県下各市町が個々の自治体で導入するには時間もかかり、その効力もその自治体内に限定されるため。
- ・県内には制度を必要とされる県民がいるため。
- ・市町単位での導入より、県が導入することのほうが広範囲で継続的に利用できる制度として、当事者が安心して暮らせる環境づくりの整備を図ることができる。
- ・市町をまたぐ住所異動が有っても、三重県内であれば当事者が再度届ける必要がないから。
- ・パートナーシップ制度を県が導入することで、県内における性的マイノリティ支援が飛躍的に進むことになる。また、現在市町ごとに申請が必要な、当事者の制度利用に係る手続きの不便さが解消できるから。
- ・今度導入の方向に進むであろうから、今のタイミングで良い。
- ・県で導入すれば、県内のどの市町に住んでいても制度が利用できる。
- ・県が導入することにより、県内各市町の動きにばらつきがなくなるものと思われます。
- ・導入が困難だった市町住民についても、制度が利用でき、証書の適用範囲も県内全域に広がるので望ましく思う。
- ・県が導入することで、現在全国的に実施者によって取扱に差異があることが、少なくとも県内においては統一した扱いとなることは好ましい。

望ましくない

・なし

## その他

- ・課内等での掘り下げた議論が必要
- ・県が導入していただくことに否定するものではありませんが、問題が発生した場合に、県においてどこまで対応していただけるのかによると考えます。
- ・どのような事が起こるか不確かな事案について、窓口対応をマニュアルだけでできるものではない。行政内での影響だけではなく、地域コミュニティへの影響が不安である。

### (13) その他、これまでのご回答以外でご意見があれば教えてください。

- ・現時点で自治体としての導入は検討していませんが、県が導入することにより、県下で全域において取組むことで県民へのパートナー制度の理解、周知がより広がり、性的指向や性自認に関する正しい理解を深めることができ、広域的に行うことで事業者等への理解が広がり、様々なサービスに波及することが期待できると思います。
- ・県民への周知はありますか？
- ・本自治体におきましては、現状、導入の要望や、議会からの質問もありませんが、今後そのような要望や質問が予想されます。市町でも導入する場合の取扱いやメリットについて教えていただきたいです。
- ・一般社団法人「Famiee（ファミリー）」という団体が「パートナーシップ証明書」の発行を行っています。行政としてこれをどのように捉えればいいのかご教示いただければと思います。



## 自治体パートナーシップ制度についての調査

自治体におけるパートナーシップ制度は、性の多様性に関する施策の一つで、自治体が同性カップルなどの当事者2人がパートナーであることを示す証書を発行する制度である。全国においては、70超の自治体が導入し、多くは基礎自治体（市区町村）であるが、都道府県では、大阪府と茨城県が導入をしており、2020年12月には群馬県で導入された。三重県内では、2016年4月に伊賀市が導入し、2020年7月にはいなべ市が導入している。

### （1）主な導入自治体の状況

別表のとおり

### （2）制度のパターン

- ① 根拠：条例か要綱か
- ② 対象：戸籍上同性、同性の2人、一方が性的マイノリティ、事実婚も含むか
- ③ その他条件：通常以下のとおり
  - ・ 在住（一方又は双方が当該自治体在住か、転入予定）
  - ・ 成年
  - ・ 配偶者・他のパートナーがいない
  - ・ 近親者でない

### ④ 公正証書（合意契約関係書類）の提出パターン（渋谷区、港区）

合意契約関係書類を必要とするケース（有料）

#### ◆渋谷区 ※運用としては②のみでいい。

- ① 任意後見契約公正証書
  - ・ 将来本人の判断能力が不十分になったときの自分の生活、療養看護および財産管理に関する事務についてあらかじめ任意後見受任者に代理権を付与する委任契約。これを互いに結んでおく。
- ② 合意契約公正証書
  - ・ 両当事者が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること
  - ・ 両当事者が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、及びその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと
  - ・ 他例示
    - 療養看護に関する委任、日常家事債務に関する責任、契約解消時の財産関係の清算や慰謝料など

#### ◆港区

- ① パートナー契約書（公正証書）もしくは、
- ② パートナー契約書（私製）・私文書認証
 

<ul style="list-style-type: none"> <li>必須項目・相互の関係の確認及び誓約</li> <li>・同居、協力及び扶助の義務</li> <li>・日常家事債務に関する着任</li> <li>・当事者間における財産帰属</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻等の禁止</li> <li>・療養看護に関する委任等</li> <li>・判断能力低下時の療養看護 など</li> </ul>
--	---

※渋谷区のように公正証書を必要書類とするかについては、「現実的にパートナーシップ証書は法的拘束力がないから、公正証書がいるのは仕方がない」という声もあれば、「婚姻届にお金がいらないのに、パートナーシップ証書発行に費用負担が伴うのは不平等であるため、公正証書を求めることには反対」という意見もある。

## ⑤ 必要書類の併用型

### ◆ 東京都中野区

- (A) 宣誓に対して証書（受領書）を発行する簡易なもの
  - (B) 公正証書を添付させ、証書（公正証書受領書）を発行するもの
- (A) と (B) の2階建て、選べる制度を導入している。

#### 《参考》中野区の実績

	宣誓件数	うち公正証書等受領書も併せて交付した件数
H30 年度	21 件	4 件
H31 年度	28 件	1 件

## ⑥ 市町との関係（導入市町のある大阪府のケースから）

以下の点から制度のある市町は対象外としている。

- ・基礎自治体と広域自治体で、同じ制度が併存するのは、わかりにくいとの判断。
- ・基礎自治体におけるLGBT支援という独自の施策の一環でなされたものであり、自主性を最大限尊重すべきとの判断。

※把握できた範囲のものです。  
2020年 ダイバーシティ社会推進課 調べ

主な自治体のパートナーシップ制度について

根拠	自治体名	開始時期	対象	発行する書類	提出物	関連する行政サービスなど(把握できた範囲で記入)	備考
7 条例	渋谷区	2015.11	<p>戸籍上同性 双方が区域に居住 20歳以上 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外のパートナーがいないこと 近親者でない</p>	<p>パートナーシップ証明書 …パートナーシップの關係にあることを証します。</p>	<p>戸籍謄本 公正証書 本人確認できるもの提示</p>	<p>区営住宅・区民住宅入居申込可能 職員互助会祝い金支給</p>	
5自治体 (令和3年1 月15日時 点)	港区	2020.4	<p>性的指向又は性自認が理由に婚姻できない方 (同性間、異性間) 双方又は一方が区域に居住(転入予定) 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと</p>	<p>みなとマリアージュカード …パートナー契約書を取り交わしたことを確認しました。</p>	<p>契約書(公正証書又は私文書 認証を受けたもの) 戸籍謄本 住民票の写し 本人確認書類</p>	<p>区民住宅入居申込可能 1500枚配った(宅建協会、医師会、私立学校など) 民間事業者は、各判断に委ねている。</p>	
	総社市	2019.4	<p>性的マイノリティの方対象 双方が区域に居住(転入予定) 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと 近親者でないこと</p>	<p>パートナーシップ登録証明書 …宣誓されたことを証します。</p>	<p>戸籍謄本 住民票の写し 本人確認書類</p>	<p>市営住宅入居可能</p>	
	いなべ市	2020.7	<p>性的マイノリティの方対象 双方が区域に居住(転入予定) 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと 近親者でないこと</p>	<p>パートナーシップ登録証明書 …宣誓されたことを証します。</p>	<p>戸籍謄本 住民票の写し 本人確認書類</p>	<p>市営住宅入居可能</p>	
	豊島区	2019.4	<p>一方又は双方は性的マイノリティ 双方が区域に居住(転入予定) 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと 近親者でないこと</p>	<p>パートナーシップ届受理証明書 パートナーシップ制度届受理証明書携帯用カード</p>	<p>戸籍謄本 住民票の写し 本人確認書類</p>	<p>(一)</p>	

根拠	自治体名	開始時期	対象	発行する書類	提出物	関連する行政サービスなど(把握できた範囲で記入)	備考
イ 要綱  69自治体 (令和3年1 月15日時 点)	世田谷区	2015.11	<b>性を同じくする2人</b> 双方が区域に居住(転入予定) 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと 近親者でないこと	小型宣誓受領書	戸籍抄本 本人確認書類	区営住宅入居申込可能	
	伊賀市	2016.4	<b>同性の2人</b> 双方が区域に居住(転入予定) 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと 近親者でないこと	受領書 (宣誓書の写し)	住民票の写し 独身証明書 本人確認書類	上野市民病院で家族同様の扱い 市営住宅への入居申込可能 職員共済会の結婚祝金、銀婚祝金、弔慰金を 給付	
	茨城県	2019.7	<b>一方又は双方は性的マイノリティ</b> 双方が区域に居住(転入予定) 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと 近親者でないこと	受領書 受領カード	住民票の写し 独身証明書 本人確認書類	・公営住宅 21 ・県立病院 1 市立病院1 ・民間病院(済生会、赤十字など)26 ・不動産、宅建、生損保などチラシ配布	
	大阪府	2020.1	<b>一方又は双方は性的マイノリティ</b> 双方が区域に居住(転入予定) 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと 近親者でないこと	受領書 (カード)	住民票の写し 独身証明書 本人確認書類	各市町村への働きかけ	<b>既設市町以外を対象</b>
	大阪市	2018.7	<b>一方又は双方は性的マイノリティ</b> 双方が区域に居住(転入予定) 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと 近親者でないこと	受領書 (宣誓書の写し)	住民票の写し 独身証明書 本人確認書類	(一)市営住宅など	
	千葉市	2019.1	<b>パートナーシップを形成しようとする2人</b> 双方が区域に居住(転入予定) 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと 近親者でないこと	証明書 証明カード	住民票の写し 独身証明書 本人確認書類	(一)	◆事実婚も対象

## 2 第3次三重県男女共同参画基本計画（最終案）について

### 1 検討状況

令和2年10月7日に開催された環境生活農林水産常任委員会で報告しました「第3次三重県男女共同参画基本計画（中間案）」について、その後、パブリックコメントを実施し、県民からの意見を公募するとともに、県内市町に意見照会を行いました。

また、令和2年11月25日に三重県男女共同参画審議会を開催し、有識者等からご意見をいただき、最終案（別冊2-1）及びそのアクションプランである「第3次三重県男女共同参画基本計画 第一期実施計画（中間案）」（別冊2-2）を取りまとめました。

### 2 基本計画（中間案）に対するパブリックコメントの実施状況等

#### （1）パブリックコメント

ア 実施期間 令和2年10月15日～令和2年11月13日（30日間）

イ 寄せられた意見数（延べ） 64件（6名）

ウ 主な意見の概要及び対応状況（別紙1-1、1-2参照）

#### （2）市町への意見照会

ア 実施期間 令和2年10月15日～令和2年11月13日（30日間）

イ 寄せられた意見数 2件（1市）

ウ 主な意見の概要及び対応状況（別紙2-1、2-2参照）

※中間案からの修正箇所は、別冊2-1「最終案」の下線部分。

※最終案の概要（別紙3参照）

※性の多様性条例に関する最終案における記載は、別冊2-1「最終案」の網掛け部分。別紙4は最終案全体における主な記載を抜粋。

### 3 第3次三重県男女共同参画基本計画 第一期実施計画（中間案）

第3次三重県男女共同参画基本計画を着実に推進するため、そのアクションプランとして、第一期実施計画を策定し、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」との整合を図りながら、基本計画の体系に基づき具体的な事業や指標・目標項目を定めま

す。  
具体的には、女性の活躍推進、政策・方針決定過程における男女共同参画、配偶者等からの暴力に対する取組に加え、新たにICTを活用した多様な働き方等の推進、性の多様性を認め合う社会の推進に向けた取組等を位置づけます。

※指標・目標項目及びその目標値は、最終案において設定します。

#### （1）計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間

## (2) 構成

- 第1章 実施計画の策定にあたって
  - ・計画策定の趣旨
  - ・計画の概要
- 第2章 基本施策ごとの施策の方向、施策及び実施事業
  - ・基本計画におけるめざす姿
  - ・第2次三重県男女共同参画基本計画の総括
  - ・基本施策の指標
  - ・施策の方向、目標、施策、事業内容等
- 第3章 計画の推進
  - ・施策の方向、施策、事業内容等

## 4 今後のスケジュール（案）

年月	基本計画	実施計画
令和3年		
1月	三重県男女共同参画審議会 (答申)	
2月	議案提出	最終案の作成、審議会で審議
3月	策定、公表	環境生活農林水産常任委員会 (最終案の説明) 策定、公表

## 「第3次三重県男女共同参画基本計画（中間案）」に係る意見募集の結果概要

## 1 意見募集期間

令和2年10月15日～令和2年11月13日（30日間）

## 2 意見募集の結果

- (1) 意見提出者数 6名  
 (2) 意見数（延べ） 64件

## 【項目別延べ意見数】

項目	意見数
第1章 計画の基本的事項	
1 計画策定の背景と主旨	0
2 計画の位置づけ	0
3 計画の期間	1
第2章 計画策定の方向性	
1 国内外の情勢	2
2 三重県の動向	8
3 第2次三重県男女共同参画基本計画の総括	10
4 計画の目標	2
第3章 施策体系と施策内容	
1 施策体系	1
2 計画の重点事項	1
3 計画の体系図	1
4 施策の内容	0
基本方向Ⅰ 職業生活における女性活躍の推進	
Ⅰ－Ⅰ 雇用等における女性活躍の推進	7
Ⅰ－Ⅱ 自営業における女性活躍の推進	1
Ⅰ－Ⅲ 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の推進	1
基本方向Ⅱ 男女共同参画を推進するための基盤整備の推進	
Ⅱ－Ⅰ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	2
Ⅱ－Ⅱ 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	5
基本方向Ⅲ 誰もが安心して暮らせる環境の実現	
Ⅲ－Ⅰ 多様な主体の参画・活躍に向けた支援と環境の整備	3
Ⅲ－Ⅱ 家庭・地域における活動の推進と健康の支援	4
Ⅲ－Ⅲ 男女共同参画を阻害する暴力等に対する取組	6
第4章 計画の推進	2
その他（計画全体について等）	7
合計	64

## 3 対応状況

対応区分		件数
①反映する	最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	6
②反映済み	意見や提案内容がすでに反映されている（含まれている）もの	8
③参考にする	計画への反映は難しいが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	34
④反映又は参考にさせていただくことが難しいもの		3
⑤その他	中間案の内容以外に対する意見（①～④に該当しないもの）	1
合計		52

※延べ意見数64件のうち、類似する意見の集約等により意見の反映状況は52件となっています。



## 「第3次三重県男女共同参画基本計画」中間案に対する意見募集の結果（抜粋）

<①反映する（最終案に意見や提案内容を反映させていただいたもの）>

番号	項目	中間案該当項	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	第2章 3 第2次計画 の総括 基本施策Ⅲ-Ⅲ	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪・性暴力被害はどの世代にも起こりうる。「性犯罪・性暴力被害に遭いやすい世代」と特定してしまうことにより、そうでない世代が声を上げにくい状況を作ってしまう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘をふまえ、表現を修正します。</li> <li>・どのような年代、性別の被害者の方にも対応できるよう、多様な相談方法の提供と相談窓口の周知を行っていること。その上で、特に性暴力被害者の低年齢化が進んでいることから、子どもを性被害から守るための取組や安心して相談できる環境の整備に努めていきます。</li> </ul>
2	第3章 4 施策の内容 基本施策Ⅰ-I (1)	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)【地域・社会・家庭】に『』部分を追加されたい。『性別にかかわらず』、職業生活と家庭・地域生活等との両立が実現し、家庭や地域を大切にすることを意識が社会全体に浸透しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘のとおり、追記します。</li> </ul>
3	第3章 4 施策の内容 基本施策Ⅱ-II (1) (2) 2) ①② 3) ① 第4章 計画の推進 1) ①③	37. 38. 52	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P37(1)【地域・社会】◆の2番目、P38(2)2) ①②3) ①、P52(2)1) ①③</li> <li>「男女共同参画や多様な性的指向・性自認」を「男女共同参画と多様な性的指向・性自認」に変更すべき。</li> <li>・P37、38について、児童生徒や県民が男女共同参画を学ぶ機会を強く保障してほしい。</li> <li>・P52について、男女共同参画を多様な性的指向・性自認の施策に埋没させてはいけない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘をふまえ、「男女共同参画および多様な性的指向・性自認（性の多様性）」へと修正します。</li> </ul>

4	第3章 4 施策の内容 基本施策Ⅲ-Ⅲ (1)	49	(1) 【家庭】 ・「親」を「親等」に変更してほしい。例えば性暴力で兄や「おじ」等から被害を受けている人もいる。  ・(1) 【働く場】 『』部分を追記されたい。 『セクシュアル・ハラスメント等』あらゆるハラスメント ・この分野は性に関わる暴力が主テーマであるため、この例示は必要である。  ・「男女共同参画を阻害する」という限定を入れておかないと、その他の犯罪や暴力が紛れ込み、男女共同参画に関係のない事業に終始してしまう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘のとおり、追記します。</li> <li>・ご指摘のとおり、追記します。</li> <li>・ご指摘をふまえ、(2) 1) ②について、冒頭に「配偶者等からの暴力をはじめとすると」と追記します。</li> <li>・なお、(2) 1) ①については、包括的な犯罪被害者等支援施策について記載しているため、現行通りとします。</li> </ul>
5	第3章 4 施策の内容 基本施策Ⅲ-Ⅲ (1)	49		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘のとおり、追記します。</li> </ul>
6	第3章 4 施策の内容 基本施策Ⅲ-Ⅲ (2) 1) ①②	49		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘をふまえ、(2) 1) ②について、冒頭に「配偶者等からの暴力をはじめとすると」と追記します。</li> <li>・なお、(2) 1) ①については、包括的な犯罪被害者等支援施策について記載しているため、現行通りとします。</li> </ul>

<②反映済み（意見や提案内容がすでに反映されている(含まれている)もの)>

番号	項目	中間案 該当項	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	全般		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次計画の基本施策Ⅲ-Ⅱ「生涯を通じた男女の健康と生活の支援」を項立てすべき。</li> <li>・そのうえで、「平均寿命の伸長等、ライフサイクルの変化により女性の健康を脅かす疾病構造の変化」「人生100年時代を見据え、老年期における身体的、精神的、社会的な健康寿命の延伸のために、その入り口である更年期前後からの健康支援が重要」の追記を。</li> <li>・男性においては、健康を害する生活習慣や自殺やひきこもりの割合が女性にくらべて多いことが指摘されており、男性についての健康増進等を支援する記載もお願ひしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間案P43～46、基本施策Ⅲ - Ⅱ「家庭・地域における活動の推進と健康の支援」において、県民一人ひとりの心身の健康づくりに向けた取組を引き続き推進していきます。</li> <li>・ご提示いただいた文言を個別に記載することは困難ですが、P45 基本施策Ⅲ - Ⅱ (2) 2) 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援において、包括的に推進していきます。</li> </ul>

2	第3章 4 施策の内容 基本施策Ⅰ-Ⅱ 【背景】	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族的経営や農林水産業は激甚高齢化が進んでおり、安易に女性活躍を促すのではなく、事業承継は高齢経営者が認知症になってからでは手遅れであることを留意した上で、多様な主体の活躍に向けて、慎重に推進されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P25 基本施策Ⅰ-Ⅱの【背景】において、「性別等に関わらず多様な人材が参画し、その能力を活かしていくことがますます重要」と記載しています。</li> </ul>
3	第3章 4 施策の内容 基本施策Ⅱ-Ⅰ (2) 3) ①	34	<p>文頭に「審議会委員、自治会長など」と明記すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘の箇所については、市町、企業等の政策・方針決定過程全般における女性の参画に向けた取組を記載しているため、現行通りとします。</li> <li>・なお、自治会長への女性の参画については、P45 基本施策Ⅲ-Ⅱ(2)1)②に記載しています。</li> </ul>
4	第3章 4 施策の内容 基本施策Ⅱ-Ⅱ 【背景】	35	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性別による固定的な役割分担意識は改善されているとはいえ、女性は男性優遇感を強く感じている状況がみられ、まだまだ行動につながっていないことが表れている。</li> <li>・地域において、男女共同参画の推進につながるような取組を、多く計画していただきたい。</li> <li>・男女共同参画や多様な性的指向や性自認等についての学習の機会の確保、教職員研修や教材・資料の作成その充実、地域で活躍できる人材の育成や確保などに関わる施策を行っていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における男女共同参画の推進については、P43～46 基本施策Ⅲ-Ⅱに位置づけ、また、教育の推進については、P35～38 基本施策Ⅱ-Ⅱに位置づけ、取組を推進します。</li> </ul>
5	第3章 4 施策の内容 基本施策Ⅱ-Ⅱ (2) 2)	38	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2) 学校等における教育の推進の、教員等への研修・教育の推進に「性別役割分担意識と性差による偏見等の払しょく、それにとともなう性暴力の根絶と被害者の救済にむけた包括的性教育」「望まない妊娠の回避」「不妊治療推進」についての記載や「生育医療の視点から、学童・思春期からの健康教育の充実」の記載をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P43～46 基本施策Ⅲ-Ⅱにおいて、妊娠・出産や性に関する正しい知識の習得やライフプラン教育を推進していきます。</li> </ul>

＜③参考にする（計画への反映は難しいが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていたいただくもの）＞

番号	項目	中間案 該当	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	全般		<p>性の多様性は、「性的指向・性自認」だけでは表しきれないものであるという認識のもと、「性的指向・性自認等」と記載していただきたい。</p>	<p>2020（令和2）年度内の制定をめざす「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）」の検討状況もふまえ、記載について検討します。</p>
2	第1章 3 計画の期間	3	<p>計画期間を10年間とせず、もっと短い期間で見直し、改訂を行われない。</p>	<p>計画の期間については、SDGsの目標年をふまえ、2030（令和12）年度までの10年間としているところです。なお、社会経済情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。</p>
3	第2章 3 第2次計画の総括 基本施策I-I 第3章 4 施策の内容 基本施策I-I (1)	10.23	<p>以下を追記されたい</p> <p>・P10、基本施策I-I【今後の課題】 『男女の雇用形態の格差、賃金格差が解消されていない状況にあるため、この格差をなくしていく取り組みを強化していく必要がある。』</p> <p>・P23、基本施策I-I(1)めざす姿【働く場】 ◆男女の雇用形態の格差、賃金の格差が解消しています。</p>	<p>【今後の課題】は、「第2次三重県男女共同参画基本計画の総括」として、現行計画における主な取組と成果、課題を整理しています。</p> <p>・ご提示いただいた記述を記載することは困難ですが、課題の解消に向け、P23(1)めざす姿に掲げた、「女性の職域拡大が進み、能力開発やキャリア形成が行われるとともに、多様な働き方の導入が進み、個性と能力を十分に発揮でき、働き続けられる職場づくり」の実現に向け、取組を推進していきます。</p>
4	第2章 4 計画の目標	15	<p>重点に置くべきは「多様な性的指向・性自認に関する社会の理解の取組」ではなく男女格差の解消であるべき。</p> <p>・「相互に補完」とありますが、本計画はあくまで「男女共同参画」の推進です。「相互に補完」は計画内で行うのではなく、他計画の実施との間で行うべき。</p>	<p>この計画の目標として、男女共同参画社会の実現を掲げており、計画の推進にあたっては、SDGsの考え方を取り入れ、ダイバーシティの視点をふまえ、取組を推進していきます。</p> <p>・男女共同参画、女性の活躍、性の多様性に関する施策を一体的に推進していくことで、性別に関わらず一人ひとりがその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が近づくものと考えられるため、ご理解ください。</p>

5	<p>第3章 1 施策体系 4 施策の内容 基本施策Ⅰ-Ⅰ (2)</p>	17.23.24	<p>・「女性活躍」や「女性の参画」でなく「多様な主体の活躍」や「多様な主体の参画」へと修正されたい。女性のみ限定してしまうのは男性とLGBTへの差別である。 ・男性中心型労働慣行と定義されてきたものは、実際には、フルタイム正規中心型労働慣行であるので、文言は修正されたい。 ・「仕事と子育て・介護を両立できるよう」という文言を、「ワーク・ライフ・バランスが取れるよう」または、「仕事と生活が両立できるよう」に修正されたい。 ・出産・育児等で離職した女性に限定することなく、男性の再就職支援や、非正規である男女の正規化に向けた支援、いじめ被害者の生涯無業者の生活支援といった、より対象が包括的なものとなる文言へと修正されたい。</p>	<p>・計画を推進するにあたっては、ダイバーシティの視点をふまえ、多様な主体が参画・活躍できる社会の実現という観点から、各取組を推進していきます。このうち、人口の半分を占める女性の参画は未だ途上にあることから、その参画・活躍の拡大に向けた取組を展開していくものです。 ・また、ご指摘いただいた文言については、課題や方向性を明確に示す観点から修正は困難ですが、ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>第3章 4 施策の内容 基本施策Ⅰ-Ⅰ (2) 3) ②</p>	24	<p>・多様な働き方の導入の推進が、男女別コース導入や男女格差拡大、性別役割分担意識増大につながらないか。</p>	<p>・ICT等のデジタル技術の恩恵は、性別に関わらず享受できるものであり、その活用による多様な働き方の進展は、性差による格差を生み出すものではなく、各人の希望に応じた働き方が実現する社会を創出するものと考えています。 ・テレワーク等をはじめとする多様な働き方の導入が一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現に資するものとなり、能力開発やキャリア形成へとつながるよう、取組を推進していきます。</p>
7	<p>第3章 4 施策の内容 基本施策Ⅲ-Ⅰ (2) 1) ①②③④</p>	41	<p>・女性障がい者、女性若年層、女性高齢者、女性ニート・引きこもり、母子家庭、女性生活困窮者という表現を使い支援を特化すべき。現表現では単なる福祉計画である。</p>	<p>・P39 基本施策Ⅲ-Ⅰの【背景】において、「…とりわけ女性である場合には…さらに複合的な困難を抱える…」と記載しているところであり、ご指摘もふまえ、取組を推進していきます。</p>

＜④反映又は参考にさせていただくことが難しいもの＞

番号	項目	中間案 該当項	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	第1章 第2章 4 計画の目標 第3章 3 計画の体系 図	2. 3. 15. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画は、男女共同参画の基本計画として特化された。女性活躍推進法の都道府県計画、性の多様性の基本計画を兼ねようとしているものも中止されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画、女性の活躍、性の多様性に関する施策を一体的に推進していくことで、性別に関わらず一人ひとりがその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が近づくものと考えため、ご理解ください。</li> </ul>
2	第2章 2 三重県の動 向 (2)ダイバーシ テイ	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダイバーシティ社会実現に向けた取組は、女性活躍推進法に基づいてしまいうから、男性が能力と個性を十分に発揮することができるようになる取り組みがゼロだ。方向性を同じくするなどの虚偽記載は削除されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「三重県男女共同参画推進条例」および「ダイバーシティみえ推進方針」においては、一人ひとりが性別に関わらず、その能力と個性を十分に発揮し、参画・活躍できる社会の実現を掲げていますので、ご理解ください。</li> <li>なお、計画を推進するにあたっては、SDGsの「誰一人取り残さない」理念に基づき、取組を推進していきます。</li> </ul>
3	第2章 3 第2次計画 の総括 基本施策Ⅰ-Ⅲ 第3章 4 施策の内容 基本施策Ⅰ-Ⅲ 基本施策Ⅲ-Ⅱ	11 29-31 43-46	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画に育児との両立を掲げるべきでは無い。未婚女性の差別をやめられたい。スマイルプランと重複する箇所は、全て削除されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会の実現に向けては、働く意欲のある女性が仕事と子育て・介護等との二者択一を迫られることなく働き続けられ、能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分発揮できるよう、取組を推進していくことが重要であり、また、それぞれの計画に位置づける必要があるため、ご理解ください。</li> <li>なお、計画を推進するにあたっては、SDGsの「誰一人取り残さない」理念に基づき、取組を推進していきます。</li> </ul>

＜⑤その他（中間案の内容以外に対する意見（①～④）に該当しないもの）＞

番号	項目	中間案 該当項	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	第2章 2 三重県の動 向 (3)多様な性的 指向・性自認 3 第2次計画 の総括 基本施策Ⅲ-Ⅱ	9.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(性の多様性に関する) 条例の制定は、拙速をめぐらしてはならない。最終案の前に改訂中間案を出し、その上でもう一度パブリックコメントを設け、最終案へと進めたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）」については、改正労働施策総合推進法の施行（令和2年）や国内でのオリンピック・パラリンピック開催（令和3年）を、県民の皆さんと多様性が尊重される社会のあり方を考える相応しい機会と捉え、2020（令和2）年度内の制定をめざし、別途検討を進めているところ です。</li> </ul>

## 「第3次三重県男女共同参画基本計画（中間案）」に係る市町への意見照会の結果概要

## 1 意見募集期間

令和2年10月15日～令和2年11月13日（30日間）

## 2 意見募集の結果

(1) 意見提出者数 1市

(2) 意見数 2件

## 【項目別意見数】

項目	意見数
第2章 計画策定の方向性	
3 第2次三重県男女共同参画基本計画の総括	1
第3章 施策体系と施策内容	
3 計画の体系図	1
合計	2

## 3 対応状況

対応区分		件数
②反映済み	意見や提案内容がすでに反映されている（含まれている）もの	2
合計		2



## 別紙 2-2

## 「第3次三重県男女共同参画基本計画」中間案に対する市町への意見照会の結果

## ＜②反映済み（意見や提案内容がすでに反映されている(含まれている)もの）＞

番号	項目	中間案 該当項	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	第2章 3 第2次基本 計画の総括	11.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>• P11 及び P13 に記載の「基本方向」と「基本施策」のタイトルのみ、P19 の「計画の体系図」と相違していますが、その意図をお教えください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• P10～14 は、「第2次三重県男女共同参画基本計画の総括」であり、現行計画（第2次計画）における基本施策のタイトルを記載しているため、P16 以降の第3次計画の基本施策のタイトルと一部異なっています。</li> </ul>
2	第3章 3 計画の体系 図	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「計画の体系図」の「計画の推進」の中で、「男女共同参画に関する実施計画の策定及び進行管理」という項目が無くなっていますが、第3次計画の中ではどのように取り扱われる予定か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• P52 第4章 計画の推進の2) 三重県男女共同参画審議会による施策評価の実施等に引き続き置き位置付けています。</li> </ul>



## 第3次三重県男女共同参画基本計画(最終案)の概要

### めざす姿～男女共同参画社会の実現～

一人ひとりが性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮でき、それぞれに多様な生き方が認められ、対等な立場で社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う社会。

#### 背景

- ・少子高齢化の進行
- ・人口減少社会の到来
- ・女性の就業率の高まり
- ・価値観、ライフスタイルの多様化
- ・ダイバーシティ社会の実現
- ・国際的な動きへの対応～持続可能開発目標(SDGs)の達成

- ・共働き世帯の増加
- ・世帯構成の変化
- ・女性活躍の動きの拡大
- ・持続可能開発目標(SDGs)の達成

#### 計画の期間

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間  
※SDGs(持続可能な開発目標)の目標年とも整合

#### 計画の位置づけ

##### ○男女共同参画社会基本法

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならない。

##### ○女性活躍推進法

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるものとする。

##### ○三重県男女共同参画推進条例

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定する。

○性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例(仮称)  
第10条 県は、性の多様性に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を策定し、性の多様性に関する施策について定め、毎年一回、当該施策の実施状況を公表するものとする。

#### 計画の構成

- 第1章 計画の基本的事項
  - 1 計画策定の背景と主旨
  - 2 計画の位置づけ
  - 3 計画の期間
- 第2章 計画策定の方向性
  - 1 国内外の情勢
  - 2 三重県の動向
  - 3 第2次三重県男女共同参画基本計画の総括
  - 4 計画の目標
- 第3章 施策体系と施策内容
  - 1 施策体系
  - 2 計画の重点事項
  - 3 計画の体系図
  - 4 施策の内容

基本方向Ⅰ 職業生活における女性活躍の推進

  - I-I 雇用等における女性活躍の推進
  - I-II 自営業における女性活躍の推進
  - I-III 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の推進

基本方向Ⅱ 男女共同参画を推進するための基盤の整備

  - II-I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
  - II-II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

基本方向Ⅲ 誰もが安心して暮らせる環境の実現

  - III-I 多様な主体の参画・活躍に向けた支援と環境の整備
  - III-II 家庭・地域における活動の推進と健康の支援
  - III-III 男女共同参画を阻害する暴力等に対する取組
- 第4章 計画の推進

- 5 ジェンダー平等を  
実現しよう
- 10 人や国の平等を  
なそう
- 17 パートナシップで  
目標を達成しよう

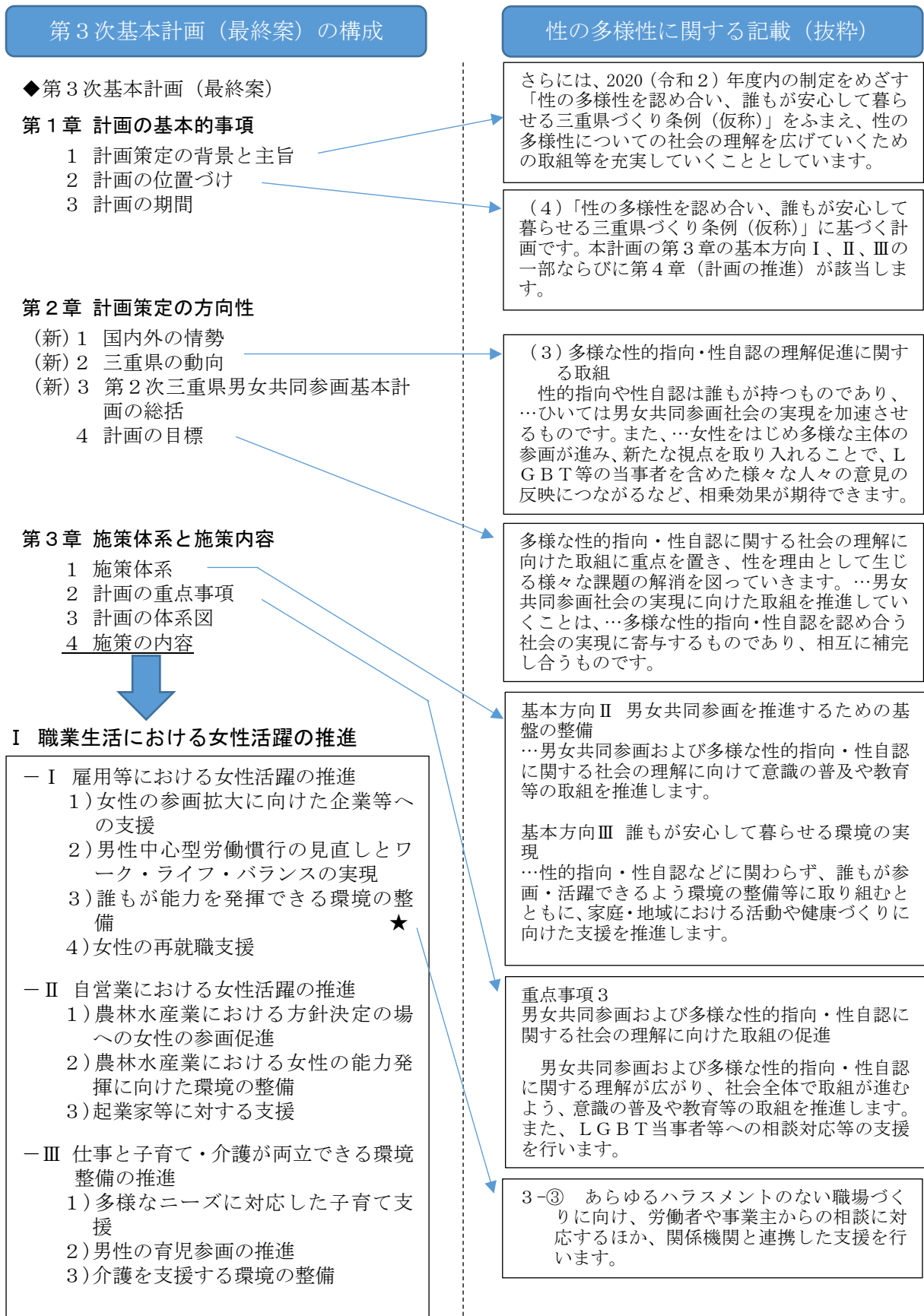
#### SDGsのゴールに寄与

ゴール5, 10, 17は計画全てに共通

- 1 貧乏をなくす
- 2 質の高い雇用を  
作る
- 3 健康と福祉を  
増進させる
- 4 質の高い教育を  
みんなに
- 8 豊かになる  
働き方を  
つくる
- 9 豊かになる  
働き方を  
つくる
- 11 住み続けられる  
まちづくりを
- 16 平和と公正を  
つくる

別紙 4

第3次三重県男女共同参画基本計画(最終案)における性の多様性に関する主な記載



## II 男女共同参画を推進するための基盤の整備

- I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
  - 1) 県の審議会等委員への女性の参画
  - 2) 県における女性職員等の登用
  - 3) 市町等への働きかけ
- II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進
  - 1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実 ★
  - 2) 学校等における教育の推進 ★
  - 3) 生涯を通じた学習機会の充実 ★

1-① 性別による固定的役割分担にとらわれない多様な生き方が社会に浸透するよう、さまざまな機会や手段・媒体を活用した広報・啓発活動を展開します。

2-① 男女共同参画および多様な性的指向・性自認に関する教育を充実するため、教員等への研修に取り組みます。  
 -② 児童生徒が男女共同参画および多様な性的指向・性自認についての理解を深めるための教育を推進します。

## III 誰もが安心して暮らせる環境の実現

- I 多様な主体の参画・活躍に向けた支援と環境の整備
  - 1) 自立のための支援 ★
  - 2) 多様な主体の参画・活躍に向けた環境の整備 ★
  - 3) 女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災・減災活動の推進 ★
- II 家庭・地域における活動の推進と健康の支援
  - 1) 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援
  - 2) 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援
  - 3) 性と生殖に関する健康支援の充実 ★
- III 男女共同参画を阻害する暴力等に対する取組
  - 1) 関係機関の連携による支援体制等の整備 ★
  - 2) 配偶者等からの暴力の防止に係る対策の推進 ★
  - 3) 性犯罪、性暴力、ストーカー対策等の推進 ★

2-④ 多様な性的指向・性自認に関する社会の理解を深めるため、県民への啓発等の取組を推進するとともに、当事者等への相談に対応するほか、学校や事業者への研修支援等を行います。  
 -⑤ 性的指向・性自認に関わらず、誰もが安心して学び育ち、働き、地域に根ざし暮らすことができる環境づくりに向けて、関係機関と連携し、合理的な配慮のもとに取組の推進を図ります。

## 第4章 計画の推進

- 1) 県の推進体制の充実と率先実行 ★
- 2) 三重県男女共同参画審議会による施策評価の実施等 ★
- 3) 市町、高等教育機関、企業・団体等との協創 ★
- 4) 男女共同参画センター「フレんてみえ」の機能の充実 ★

1) -①…性の多様性に関する施策を総合的に推進するため、…庁内推進組織の三重県男女共同参画推進会議や三重県ダイバーシティ社会推進本部を活用し、県のあらゆる施策に視点の反映を図ります。  
 -③…性の多様性に関する県の施策について、相談体制を明確にし、県民からの意見や苦情等への適切な対応を行います。

2) ※三重県男女共同参画審議会、男女共同参画基本計画においてPDCAを図るため、全て該当。

3) -① 市町の主体性に配慮しつつ、…性の多様性に関する施策に協力します。  
 -② 高等教育機関や企業・団体等と連携し、…性の多様性の理解につながる取組を協働して行います。

4) -③ 相談者が性別等にとらわれず自分らしく生きていくために、さまざまな悩みや問題について相談に応じます。

※★部分は、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例(仮称)」に基づく計画に位置づける項目